

関東地方整備局 土木工事施工管理基準及び規格値

建関技調第 96 号
平成 7 年 10 月 23 日制定
建関技調第 69 号
平成 8 年 7 月 15 日一部改正
建関技調第 29 号の 2
平成 10 年 3 月 20 日改定
建関技調第 34 号の 2
平成 12 年 4 月 3 日改定
国関技調第 3 号
平成 15 年 4 月 3 日改定
国関技調第 7 号
平成 17 年 4 月 4 日改定
国関整技調第 2 号
平成 17 年 4 月 6 日改定
国関整技調第 2 号
平成 19 年 4 月 6 日改定
国関整技調第 8 号
平成 21 年 4 月 1 日改定
国関整技調第 5 号
平成 23 年 4 月 1 日改定
国関整技調第 13 号
平成 25 年 4 月 1 日改定
国関整技調第 3 号
平成 27 年 4 月 1 日改定
国関整技調第 2 号
平成 28 年 4 月 1 日改定
国関整技調第 3 号
平成 29 年 4 月 5 日改定
国関整技調第 80 号
平成 30 年 4 月 6 日改定
国関整技調第 63 号
平成 31 年 3 月 27 日改定

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通仕様書(案)〔H31.3〕、第1編1-1-23施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

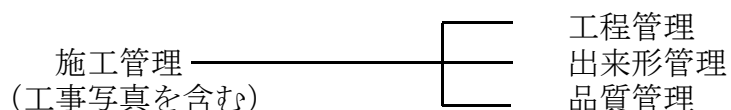
1. 目 的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適 用

この管理基準は、国土交通省地方整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構 成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 情報化施工

10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に読み替えるものとし、「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。

(3) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、移「地上動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。

河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、基礎基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(4) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

出来形管理基準及び規格値

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			I-1
		2	掘削工（面管理の場合）			I-2
		3	掘削工（水中部） （面管理の場合）			I-3
	1-2-3-3	1	盛土工			I-3
		2	盛土工（面管理の場合）			I-4
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		I-5
				多数アンカー式補強土工法		I-5
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-5
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		I-5
	1-2-3-6		堤防天端工			I-5
第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			I-6
		2	掘削工（面管理の場合）			I-7
	1-2-4-3	1	路体盛土工			I-8
		2	路体盛土工（面管理の場合）			I-9
	1-2-4-4	1	路床盛土工			I-8
		2	路床盛土工（面管理の場合）			I-9
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		I-10
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			I-10

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通的工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		I-11
				軽量鋼矢板		I-11
				コンクリート矢板		I-11
				広幅鋼矢板		I-11
				可とう鋼矢板		I-11
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカーブ		I-11
	3-2-3-6		小型標識工			I-11
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		I-12
				転落（横断）防止柵		I-12
				車止めポスト		I-12
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		I-12
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		I-12
	3-2-3-9		区画線工			I-13
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		I-13
				距離標		I-13
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			I-13
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		I-14
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		I-14
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			I-15
		2	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）		I-15
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			I-15
	3-2-3-15		PCボックス製作工			I-16
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			I-16
		2	PC押出し箱桁製作工			I-17
	3-2-3-17		根固めブロック工			I-17
	3-2-3-18		沈床工			I-18
	3-2-3-19		捨石工			I-18
	3-2-3-22		階段工			I-18
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		I-18
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		I-19
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		I-19
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		I-19
		2	多自然型護岸工	かごマット		I-19
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		I-20
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		I-20
	3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		I-20
				プレキャストパイプ工		I-20
	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		I-21
				L型側溝工		I-21
				自由勾配側溝		I-21
				管渠		I-21
		2	側溝工	場所打水路工		I-21

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		I-21
	3-2-3-30		集水桝工			I-22
	3-2-3-31		現場塗装工			I-22
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		I-23
				碎石基礎工		I-23
				割ぐり石基礎工		I-23
				均しコンクリート		I-23
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		I-23
		2	基礎工（護岸）	プレキャスト		I-24
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		I-24
				鋼管杭		I-24
				H鋼杭		I-24
		2	既製杭工	鋼管ソイルメント杭		I-24
	3-2-4-5		場所打杭工			I-24
	3-2-4-6		深礎工			I-25
	3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			I-25
	3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			I-25
	3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			I-26
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		I-26
				コンクリートブロック張り		I-26
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		I-26
	3-2-5-4	3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		I-27
			緑化ブロック工			I-27
	3-2-5-5		石積（張）工			I-27
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		I-28
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-29
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-30
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-31
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-32
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-33
		7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-34
		8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-35
		9	アスファルト舗装工	基層工		I-36
		10	アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I-37
		11	アスファルト舗装工	表層工		I-38
		12	アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		I-39

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		I - 40
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I - 41
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I - 42
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I - 43
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I - 44
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I - 45
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 46
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I - 47
		9	半たわみ性舗装工	基層工		I - 48
		10	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		I - 49
		11	半たわみ性舗装工	表層工		I - 50
		12	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		I - 51
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		I - 52
		2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I - 53
		3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I - 54
		4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I - 55
		5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I - 56
		6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I - 57
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 58
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I - 59
		9	排水性舗装工	基層工		I - 60
		10	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		I - 61
		11	排水性舗装工	表層工		I - 62
		12	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I - 63
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		I - 64
		2	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		I - 65
		3	透水性舗装工	表層工		I - 66
		4	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I - 67

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-68
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-69
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		I-70
		4	グースアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I-71
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		I-72
		6	グースアスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		I-73
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		I-74
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-75
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		I-76
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工（面管理の場合）		I-77
		5	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		I-78
		6	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		I-79
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		I-80
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層（面管理の場合）		I-81
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		I-82
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工（面管理の場合）		I-83
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		I-84
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		I-85
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		I-86
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-87
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		I-88
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）		I-89
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		I-90
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）		I-91
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		I-92
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（面管理の場合）		I-93

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		I-94
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-94
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-95
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-95
		5	薄層カラー舗装工	基層工		I-95
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		I-96
		2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-96
		3	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-97
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-97
		5	ブロック舗装工	基層工		I-97
	3-2-6-15		路面切削工			I-98
	3-2-6-16		舗装打換え工			I-98
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			I-98
		2	オーバーレイ工	（面管理の場合）		I-99
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			I-100
	3-2-7-3		置換工			I-100
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		I-101
		2	表層安定処理工	（ICT施工の場合）		I-101
	3-2-7-5		パイルネット工			I-101
	3-2-7-6		サンドマット工			I-102
	3-2-7-7		パーチカルドレーン工	サンドドレーン工		I-102
				ペーパードレーン工		I-102
				袋詰式サンドドレーン工		I-102
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		I-102
	3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工		I-103
				高圧噴射攪拌工		I-103
				スラリー攪拌工		I-103
				生石灰パイル工		I-103
		2	固結工	中層混合処理		I-103
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		I-103
				鋼矢板		I-103
		2	土留・仮締切工	アンカー工		I-104
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		I-104
		4	土留・仮締切工	締切盛土		I-104
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		I-104
	3-2-10-9		地中連続壁工（壁式）			I-105
	3-2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			I-105
	3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-119

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	一般事項	鑄造費（金属支承工）		I-105
		2	一般事項	鑄造費（大型ゴム支承工）		I-107
		3	一般事項	仮設材製作工		I-107
		4	一般事項	刃口金物製作工		I-107
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		I-108
				シミュレーション仮組検査を実施する場合		I-109
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		I-110
		3	桁製作工	鋼製堰堤製作工（仮組立時）		I-111
	3-2-12-4		検査路製作工			I-113
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			I-113
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			I-114
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			I-114
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			I-114
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			I-115
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			I-115
	3-2-12-11		工場塗装工			I-116
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		I-117
				ケーブルクレーン架設		I-117
				ケーブルエレクション架設		I-117
				架設桁架設		I-117
				送出し架設		I-117
				トラベラークレーン架設		I-117
			架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		I-118
				架設桁架設		I-118
			架設工支保工	固定		I-118
				移動		I-118
			架設桁架設	片持架設		I-118
				押出し架設		I-118

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		I-118
				張芝工		I-118
				筋芝工		I-118
				市松芝工		I-118
				植生シート工		I-118
				植生マット工		I-118
				植生筋工		I-118
				人工張芝工		I-118
				植生穴工		I-118
		2	植生工	植生基材吹付工		I-119
				客土吹付工		I-119
	3-2-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		I-120
				モルタル		I-120
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		I-121
				現場吹付法枠工		I-121
		2	法枠工	プレキャスト法枠工		I-121
	3-2-14-6		アンカー工			I-121
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		I-122
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			I-122
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		I-123
				多数アンカー式補強土工法		I-123
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-123
	3-2-15-4		井桁ブロック工			I-123
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		I-124
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		I-124
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船（面管理の場合）		I-125
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			I-125

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸						
第3節 計量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I-101
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	I-101
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	I-102
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-102
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I-103
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-23
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-11
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-23
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-11
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-26
	6-1-7-4		護岸付属物工			I-126
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I-27
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-26
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-27
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-121
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I-19
				巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	I-19
				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I-19
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-120
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	I-118
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-5
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-20
				かご枠	3-2-3-27羽口工	I-20
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	I-26
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-122
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-122
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-17
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-18
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-18
	6-1-9-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-20
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-18
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-18
	6-1-10-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-20
	6-1-10-8		杭出し水制工			I-126
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-12
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-28
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-74

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 付帯道路工	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I－94
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I－96
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	I－21
	6-1-11-10		集水枳工		3-2-3-30集水枳工	I－22
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	I－11
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	I－13
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I－13
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	I－11
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			I－126
	6-1-13-4		ハンドホール工			I－127
第2章 浚渫（川）						
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	I－124
第3節 浚渫工（グラブ浚渫船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I－124
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-5-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I－124
		2	浚渫船運転工（面管理の場合）		3-2-16-3浚渫船運転工	I－124
第3章 樋門・樋管						
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I－8
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	I－103
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I－24
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I－24
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I－11
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工		I－127
		2	函渠工	ヒューム管		I－127
				P C管		I－127
				コルゲートパイプ		I－127
				ダクタイル鋳鉄管		I－127
				P C函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	I－20
	6-3-5-7		翼壁工			I－128
	6-3-5-8		水叩工			I－128
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I－17
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I－18
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I－18
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I－20
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I－21
	6-3-7-4		集水枳工		3-2-3-30集水枳工	I－22
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I－21
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I－20
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I－12
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	I－18
第4章 水門						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I－108

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I - 113
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I - 114
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I - 115
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I - 114
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I - 107
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 116
第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第6節 水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 24
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 24
	6-4-6-6		矢板工（遮水矢板）		3-2-3-4矢板工	I - 11
	6-4-6-7		床版工			I - 128
	6-4-6-8		堰柱工			I - 128
	6-4-6-9		門柱工			I - 128
	6-4-6-10		ゲート操作台工			I - 128
	6-4-6-11		胸壁工			I - 128
第6節 水門本体工	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	I - 128
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	I - 128
第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I - 17
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I - 18
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 18
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 20
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	I - 18
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工（鋼橋）	I - 117
	6-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13 架設工（鋼橋）	I - 117
	6-4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13 架設工（鋼橋）	I - 117
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工（鋼橋）	I - 117
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13 架設工（鋼橋）	I - 117
	6-4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13 架設工（鋼橋）	I - 117
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	I - 160
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 22
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	I - 125
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 18
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 161
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 161
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 161
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 161
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I - 14

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 コンクリート管理橋上部工(ＰＣ橋)	6-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I - 15
	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	I - 15
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I - 15
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	I - 160
	6-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	I - 118
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	I - 118
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I - 125
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 161
第15節 コンクリート管理橋上部工(ＰＣホロースラブ橋)	6-4-15-2		支承工		10-4-5-10支承工	I - 160
	6-4-15-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 161
	6-4-15-5		ＰＣホロースラブ製作工		3-2-3-15 ＰＣホロースラブ製作工	I - 16
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 18
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 161
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 161
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 161
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 161
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 28
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I - 40
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I - 52
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I - 64
	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I - 68
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 74
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 94
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I - 96
第5章 堰						
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I - 107
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I - 108
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I - 113
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I - 113
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I - 114
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I - 115
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	I - 115
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I - 114
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I - 114

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I - 107
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 116
第5節 計量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 24
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 24
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 25
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 25
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	I - 128
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	I - 128
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	I - 128
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	I - 128
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	I - 128
	6-5-6-13		閘門工			I - 128
	6-5-6-14		土砂吐工			I - 128
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 122
第7節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 24
	6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 24
	6-5-7-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 25
	6-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 25
	6-5-7-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
	6-5-7-8		堰本体工			I - 128
	6-5-7-9		水叩工			I - 128
	6-5-7-10		土砂吐工			I - 128
	6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 122
第8節 魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			I - 129
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			I - 129
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I - 117
	6-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I - 117
	6-5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I - 117
	6-5-10-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I - 117
	6-5-10-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I - 117
	6-5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I - 117
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	I - 160
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 22
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	I - 125
第13節 橋梁附属物工（鋼管理橋）	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 18
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 161

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁付属物工(鋼管 管理橋)	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 161
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 161
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 161
第15節 コンクリート管理橋 上部工 (PC橋)	6-5-15-2		プレテンション桁製 作工 (購入工)		3-2-3-12プレテンション桁 製作工 (購入工)	I - 14
	6-5-15-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13ポストテンション 桁製作工	I - 15
	6-5-15-4		プレキャストセグメ ント桁製作工 (購入 工)		3-2-3-13プレキャストセグ メント桁製作工 (購入工)	I - 15
	6-5-15-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグ メント主桁組立工	I - 15
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	I - 160
	6-5-15-7		架設工 (クレーン架 設)		3-2-13架設工 (コンクリー ト橋)	I - 118
	6-5-15-8		架設工 (架設桁架 設)		3-2-13架設工 (コンクリー ト橋)	I - 118
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I - 125
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 161
第16節 コンクリート管理橋 上部工 (P Cホロー スラブ橋)	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 160
	6-5-16-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 161
	6-5-16-5		P Cホロースラブ製 作工		3-2-3-15P Cホロースラブ 製作工	I - 16
第17節 コンクリート管理橋 上部工 (P C箱桁 橋)	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 160
	6-5-17-4		P C箱桁製作工		3-2-3-16P C箱桁製作工	I - 16
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 161
第18節 橋梁付属物工(コン クリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 18
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 161
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 161
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 161
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 161
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	I - 18
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 24
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 24
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
	6-6-4-6		本体工			I - 131
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			I - 131
第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 24

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 沈砂池工	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 24
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 122
	6-6-5-7		コンクリート床版工			I - 131
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	I - 17
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 21
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 24
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 24
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	I - 131
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 24
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		I - 131
				植石張り	3-2-5-5石積（張）工	I - 27
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	I - 17
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 122
	6-7-4-8		水叩工	水叩工		I - 131
				巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 19
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	I - 17
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	I - 131
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	I - 131
	6-7-5-6		側壁工			I - 131
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	I - 131
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 122
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 26
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	I - 27
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I - 23
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	I - 5
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 74
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 28
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	I - 126
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	I - 127
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	I - 118
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I - 5
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	I - 118

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	I - 20
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	I - 26
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 26
				石張工	3-2-5-5石積（張）工	I - 27
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	I - 118
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積（張）工	I - 27
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 26
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I - 98
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I - 98
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I - 98
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管（函）渠	3-2-3-29側溝工	I - 21
				集水枳工	3-2-3-30集水枳工	I - 22
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	I - 11
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 22
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I - 13

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸						
第3節 軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第4節 地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I-101
	7-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	I-101
	7-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	I-102
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-102
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I-103
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-18
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			I-132
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			I-132
	7-1-5-7		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-23
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-23
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-11
第6節 護岸工	7-1-6-3		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-27
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			I-132
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			I-133
第7節 擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-122
第8節 天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			I-133
第9節 波返工	7-1-9-3		波返工			I-133
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-27
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-26
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	I-133
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-121
第11節 カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-20
第12節 排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-127
	7-1-12-4		集水枡工		3-2-3-30集水枡工	I-22
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	I-21
				プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	I-21
				コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	I-21
				タグタイル鉄管	3-2-3-29暗渠工	I-21
	7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-21
第13節 付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-12
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	I-18
第14節 付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-12
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-28
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-74
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-94
	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-21
	7-1-14-9		集水枡工		3-2-3-30集水枡工	I-22
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-11

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 付帯道路工	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 13
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11
第2章 突堤・人工岬						
第3節 軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			I - 134
	7-2-4-5		吸出し防止工			I - 134
第5節 突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			I - 134
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			I - 135
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 24
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 24
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
	7-2-5-9		石枠工			I - 135
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			I - 135
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作		I - 136
		2	ケーソン工	ケーソン工据付		I - 136
		3	ケーソン工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		I - 136
	7-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作		I - 137
		2	セルラー工	セルラー工据付		I - 137
		3	セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		I - 137
第6節 根固め工	7-2-6-2		捨石工			I - 137
	7-2-6-3		根固めブロック工			I - 138
第7節 消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 18
	7-2-7-3		消波ブロック工			I - 138
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）						
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			I - 138
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	I - 134
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 18
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	I - 135
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	I - 136
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	I - 137
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	I - 135
第4章 浚渫（海岸）						
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 124
第4節 浚渫工（グラブ船）	7-4-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 124

【第 7 編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 養浜						
第3節 軽量盛土工	7-5-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I -8
第4節 砂止工	7-5-4-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	I -138

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤						
第3節 工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	I-111
	8-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			I-139
	8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-116
第5節 軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第6節 法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-118
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-120
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-121
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-121
	8-1-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-20
第8節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4		コンクリート堰堤本体工			I-139
	8-1-8-5		コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I-139
	8-1-8-6		コンクリート側壁工			I-139
	8-1-8-8		水叩工			I-140
第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5		鋼製堰堤本体工	不透過型		I-140
				透過型		I-141
	8-1-9-6		鋼製側壁工			I-143
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	I-139
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	I-140
	8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-22
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-17
	8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-18
	8-1-10-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-20
第11節 砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-12
第12節 付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-12
	8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-28
	8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-74
	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-94
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-21
	8-1-12-9		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	I-22
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-11
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-13
第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-13
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-11
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第4節 流路護岸工	8-2-4-4		基礎工(護岸)		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-23
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-122

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 流路護岸工	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I－26
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	I－27
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I－126
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	I－118
第5節 床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I－139
	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I－139
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	I－139
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	I－140
	8-2-5-8		魚道工			I－143
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I－17
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I－18
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I－20
				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I－19
第7節 流路付属物設置工	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	I－18
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I－12
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I－8
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	I－118
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	I－120
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I－121
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I－20
	8-3-4-6		アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6アンカー工	I－121
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I－121
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I－24
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I－122
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I－122
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	I－123
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I－123
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	I－151
第6節 山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	I－21
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			I－143
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I－21
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I－21
	8-3-6-7		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	I－22
第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			I－144
	8-3-7-5		集水井工			I－144
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I－122
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	I－103

【第 8 編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 地下水遮断工	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 24
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 24
	8-3-9-5		シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	I - 25
	8-3-9-6		合成杭工			I - 144

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		I - 145
	9-1-4		コンクリートダム工	水叩		I - 145
	9-1-4		コンクリートダム工	副ダム		I - 146
	9-1-4		コンクリートダム工	導流壁		I - 147
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			I - 148
	9-2-4-6		フィルターの盛立			I - 148
	9-2-4-7		ロックの盛立			I - 148
	9-2		フィルダム（洪水吐）			I - 149
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			I - 149

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		I-150
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	I-116
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I-100
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	I-100
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	I-102
	10-1-4-5		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	I-102
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-102
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	I-103
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-118
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-120
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-121
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-121
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-20
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-24
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-24
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-122
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-122
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	I-123
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I-123
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I-123
	10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I-123
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-26
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-27
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-24
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-24
	10-1-9-6		場所打函渠工			I-150
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-20
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-21
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-21
	10-1-10-5		集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	I-22
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-21
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-21
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	I-21
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			I-150
	10-1-11-5		落石防護柵工			I-150

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-6		防雪柵工			I - 151
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			I - 151
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			I - 151
	10-1-12-5		遮音壁本体工			I - 151
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I - 100
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	I - 100
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 28
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I - 40
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I - 52
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I - 64
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I - 68
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 74
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 94
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I - 96
	10-2-4		歩道路盤工			I - 152
	10-2-4		取合舗装路盤工			I - 152
	10-2-4		路肩舗装路盤工			I - 152
	10-2-4		歩道舗装工			I - 152
	10-2-4		取合舗装工			I - 152
	10-2-4		路肩舗装工			I - 152
	10-2-4		表層工			I - 152
第5節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 21
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I - 21
	10-2-5-5		集水桝（街渠桝）・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	I - 22
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I - 21
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 21
	10-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	I - 21
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			I - 153
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I - 11
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		I - 153
				ラバーシュー		I - 153
				アンカーボルト		I - 153
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		I - 153
		2	大型標識工	標識柱工		I - 153

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 13
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			I - 154
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		I - 154
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		I - 154
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 18
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I - 107
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			I - 155
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I - 114
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 116
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 24
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 24
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I - 25
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 25
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 25
	10-3-6-8		橋台躯体工			I - 156
第7節 R C 橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 24
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 24
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I - 25
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 25
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 25
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I - 26
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		I - 157
				重力式		I - 157
				半重力式		I - 157
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		I - 158
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 24
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 24
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I - 25
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 25
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 25
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I - 26
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I 型・T 型		I - 158
		2	橋脚フーチング工	門型		I - 159
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I 型・T 型		I - 159
		2	橋脚架設工	門型		I - 159
	10-3-8-11		現場継手工			I - 159

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-22
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-23
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-11
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-23
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-11
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-26
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I-126
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I-27
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-26
	10-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-27
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-121
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I-19
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	I-19
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I-19
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-120
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	I-118
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-5
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-20
				かご枠	3-2-3-27羽口工	I-20
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	I-26
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-122
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-122
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I-108
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-113
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-113
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-114
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I-115
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-114
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			I-160
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	I-108
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I-114
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-116
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-117
	10-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-117
	10-4-5-6		架設工（ケーブルエクシジョン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-117

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-117
	10-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-117
	10-4-5-9		架設工（トラベラー クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-117
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		I-160
		2	支承工	ゴム支承		I-160
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-22
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	I-125
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-18
	10-4-8-3		落橋防止装置工			I-161
	10-4-8-5		地覆工			I-161
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			I-161
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			I-161
	10-4-8-8		検査路工			I-161
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-24
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-24
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I-158
				T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I-158
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-117
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-22
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	I-115
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-114
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-113
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-113
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-116
第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	I-14
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	I-14
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I-15
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I-15
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I-15
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	I-160
	10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	I-118
	10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	I-118
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-125

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 PC橋工	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-161
第6節 プレベーム桁橋工	10-5-6-2		プレベーム桁製作工	現場		I-162
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-160
	10-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-117
	10-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-117
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-125
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-161
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-160
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-16
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-161
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-160
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-16
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-161
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-16
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-160
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I-16
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-161
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I-16
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-160
	10-5-11-4		架設工（片持架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	I-118
第12節 PC押出し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押出し箱桁製作工		3-2-3-16PC押出し箱桁製作工	I-17
	10-5-12-3		架設工（押出し架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	I-118
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-18
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-161
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-161
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-161
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-161
第6章 トンネル（NATM）						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			I-162
	10-6-4-4		ロックボルト工			I-162
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			I-163
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	I-163
	10-6-5-5		床版コンクリート工			I-163
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			I-164
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-21
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			I-164

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 坑門工	10-6-8-5		明り巻工			I-165
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-116
第6節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			I-166
	10-11-6-4		カラー継手工			I-166
	10-11-6-5	1	防水工	防水		I-166
		2	防水工	防水保護工		I-166
		3	防水工	防水壁		I-167
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			I-167
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		I-167
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		I-168
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打躯体工	I-168
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			I-168
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工（管路部）	I-167
第4節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	I-168
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-98
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-98
	10-14-4-5		切削オーバーレイ工			I-169
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-98
	10-14-4-7		路上再生工			I-169
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-94
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-21
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-21
	10-14-5-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	I-22
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-21
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-21
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	I-21
第6節 防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-12
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-12
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-12
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-12
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-11
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I-153
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-13
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	I-154
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	I-154
第9節 軽量盛土工	10-14-9-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-122
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-122

【第10編 道路編】

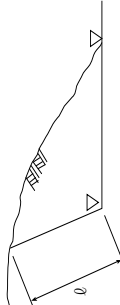
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 石・ブロック積（張）工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-26
	10-14-11-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-27
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I-150
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-20
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-118
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-120
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-121
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-121
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-20
第15節 橋梁付属物工	10-15-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I-18
	10-15-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-161
	10-15-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-161
	10-15-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-161
	10-15-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-161
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I-13
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			I-170
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-114
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-98
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-98
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	I-169
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-98
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	I-169
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-94
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-21
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-21
	10-16-6-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	I-22
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-21
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-21
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	I-21
第7節 縁石工	10-16-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-11
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-12
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-12
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-12
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-12
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-11
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I-153
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-13
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-13

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 道路付属施設工	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	I - 154
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	I - 154
第13節 軽量盛土工	10-16-13-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 122
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 122
第15節 石・ブロック積（張）工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 26
	10-16-15-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I - 27
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I - 150
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I - 20
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	I - 118
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 120
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 121
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I - 121
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 20
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	I - 150
	10-16-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	I - 150
	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	I - 151
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	I - 151
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	I - 170
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	I - 160
	10-16-21-4		P C 橋支承工		10-4-5-10支承工	I - 160
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 18
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 161
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 161
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 161
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 161
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 161
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 22
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I - 13

出来形管理基準及び規格値

单位: mm

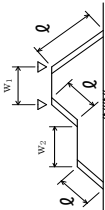
編	1 共通編	章	2 土工	節	3 河川・海岸・砂防土工	条	2	枝番	1	工	掘削工	種		測定項目	規格値	測定基準	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
														基礎 標準 法長 $\varnothing$	± 50 -200 法長 -4%		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2

出来形管理基準及び規格値

単位：mm																			
		節		条		枝番		工 種		測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所		摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナ（案）」、「空中写真測量（無人航空機）」を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンブリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「R T K - G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、または「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	平場 (小段含む)	標高較差	±50	±150					
						水平または 標高較差	±70	±160											
													2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。						
													3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。						
													4. 法肩、法尻から水平方向に±5 cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5 cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。						
													5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

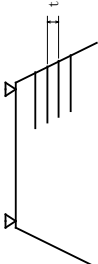
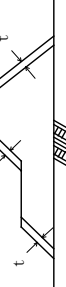
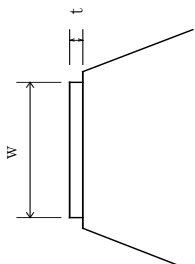
編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)		平場		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。		
							法面 (小段含む)	標高較差	±50	±300			
								水平または 標高較差	±70	±300			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工		基準	高▽	—50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「R TK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3
							法長ℓ	ℓ<5m ℓ≥5m	—100 法長—2%				
							幅	W ₁ , W ₂	—100				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端 法面 4割<勾配 法面 4割≧勾配 (小段含む) ※ただし、ここでは勾配は、鉛直方向の長さ1に對する、水平方向の長さXをX割と表したものを		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンブリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5 cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3	
							天端	標高較差	-50				-150
							法面 4割<勾配	標高較差	-50				-170
							法面 4割≧勾配 (小段含む)	標高較差	-60				-170

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽	－50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		1-2-3-4
						厚 さ	－50			
						控 え 長 さ	設計値以上			
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ	※－30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	幅は、施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
							t ≥ 15cm			
						幅	w			

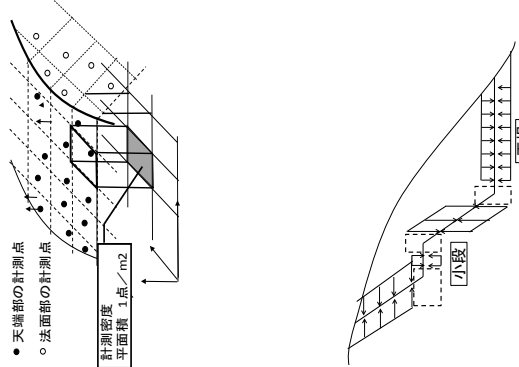
出来形管理基準及び規格値

单位: mm

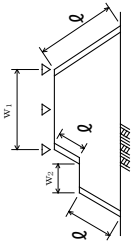
編	1 共通編	章	2 土工	節	4 道路土工	条	2	枝番	1	工	掘削工	種		測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
														基準 ▽ 基 準 法長ℓ $\ell < 5\text{m}$ $\ell \geq 5\text{m}$ 幅 w	±50 −200 法長−4% −100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)				平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナ（案）」、「空中写真測量（無人航空機）」を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンブリズム方式）」を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5 cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5 cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
							平場		±50	±150			
							法面 (小段含む)	標高較差 水平または 標高較差	±70	±160			
							法面 (軟岩 I) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330			

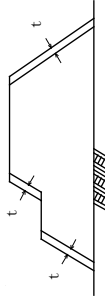
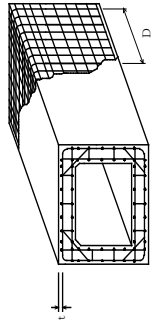
出来形管理基準及び規格値

単位：mm												
編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工		基 準	高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「R T K-G N Sを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
								法長 l	$l < 5\text{m}$			
							幅	$l \geq 5\text{m}$	法長-2%			
								w_1, w_2	-100			

出来形管理基準及び規格値

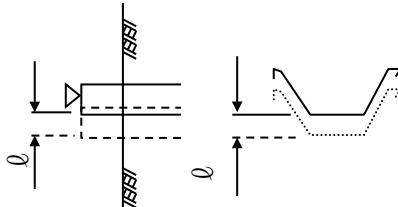
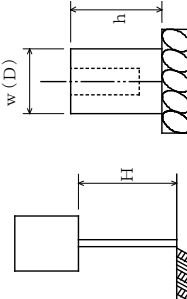
単位：mm													
編		章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4		2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)			個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）」を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S 等理要領（土工編）（案）」、「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンブリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。			
								天端	標高較差			±50	±150
								法面 (小段含む)	標高較差			±80	±190

出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5			法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て		平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以 上測定する。最小かぶりは、コンク リート標準示方書（設計編：標準 7編 2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方 書の適用を受ける橋については、道路 橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンク リート部材編 5.2）による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について 適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC 橋含む）の鉄筋については、第3編3- 2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋 梁上・下部工および重要構造物である 内空断面積25㎡以上のボックスカル バート（工場製作のプレキャスト製品 は全ての工種において対象外）の鉄 筋の配筋状況及びかぶりについては、 「非破壊試験によるコンクリート構造 物中の配筋状態及びかぶり測定要領」 も併せて適用する。		1-3-7-4
							かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上			

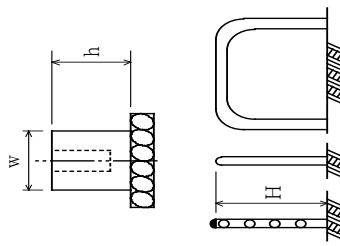
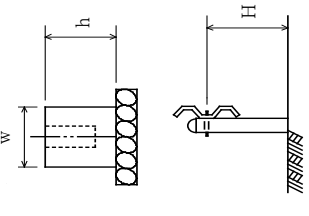
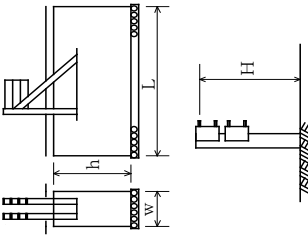
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

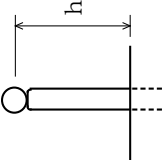
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-4
						根 入 長	設計値以上			
						変 位 δ	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さH	設計値以上	1ヶ所／1基 基礎1基毎		3-2-3-6
						基礎	幅w (D)	-30		
							高さ h	-30		
							根入れ長	設計値以上		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

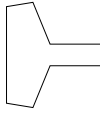
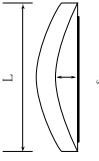
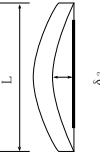
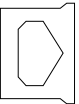
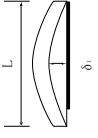
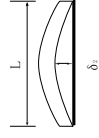
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30		3-2-3-7
						高さ h	-30			
						パイプ取付高 H	+30 -20			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共 通 的 工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30		3-2-3-8
						高さ h	-30			
						ビーム取付高 H	+30 -20			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共 通 的 工 種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30		3-2-3-8
						高さ h	-30			
						延長 L	-100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共 通 的 工 種	8			ケーブル取付高 H	+30 -20	1ヶ所／1施工箇所		

出来形管理基準及び規格値

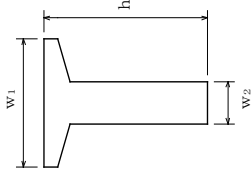
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。	
						幅 w	設計値以上		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食便覧 II-82「表- II.5.5各塗料の標準 使用量と標準膜厚」 の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは500㎡とする。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

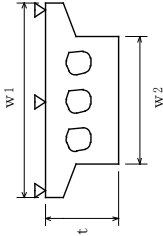
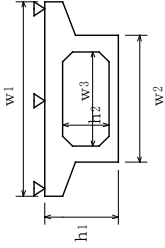
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） （けた橋）	桁長 L（m）	± L／1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	 断面図  側面図  平面図	3-2-3-12
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そ り δ ₁	± 8			
						横方向の曲がり δ ₂	± 10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ桁）	桁長 L（m）	± 10… L ≤ 10m ± L／1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	 断面図  側面図  平面図	3-2-3-12
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そ り δ ₁	± 8			
						横方向の曲がり δ ₂	± 10			

出来形管理基準及び規格値

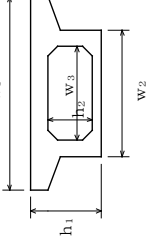
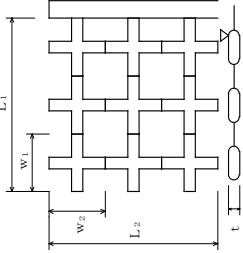
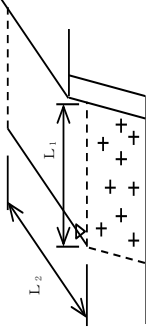
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共 通 的 工 種	13	1	ボストデレンション桁製作工	幅 (上) w_1	$+10$ -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレング後測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ ：支間長 (m)	
						幅 (下) w_2	± 5		
						高 さ h	$+10$ -5		
						桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内		
						横方向最大タワミ	0.8ℓ		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共 通 的 工 種	13	2	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。	3-2-3-13
						断面の外形寸法 (mm)	—		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共 通 的 工 種	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレング後測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする ℓ ：支間長 (m)	3-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8ℓ		

出来形管理基準及び規格値

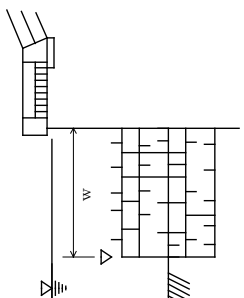
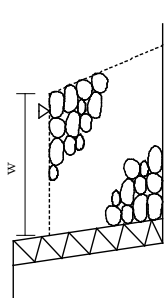
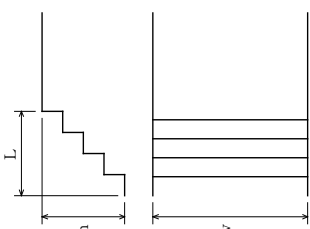
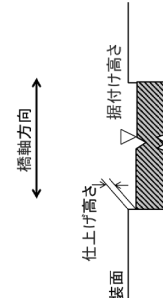
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		P Cホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 $\varnothing$ ：桁長（m）		3-2-3-15 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びひびくりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひびくりに測定要領」も併せて適用する
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$			
						厚 さ t	$-10 \sim +20$			
						桁 長 $\varnothing$	$\varnothing < 15 \dots \pm 10$ $\varnothing \geq 15 \dots$ $\pm (\varnothing - 5)$ かつ -30mm 以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	P C箱桁製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 $\varnothing$ ：桁長（m）		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びひびくりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひびくりに測定要領」も併せて適用する
						幅 (上) w_1	$-5 \sim +30$			
						幅 (下) w_2	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 w_3	± 5			
						高 さ h_1	$+10$ -5			
内空高さ h_2	$+10$ -5									
						桁 長 $\varnothing$	$\varnothing < 15 \dots \pm 10$ $\varnothing \geq 15 \dots$ $\pm (\varnothing - 5)$ かつ -30mm 以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm						測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	2	PC押出し箱桁製作工	幅(上) w_1	-5～+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ϕ ：桁長 (m)		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅(下) w_2	-5～+30			
						内 空 幅 w_3	±5			
						高 さ h_1	+10 -5			
						内空高さ h_2	+10 -5			
						桁 長 ϕ	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5) \text{ かつ}$ -30mm以内			
	2 一般施工	3 共通の工種	17		根固めブロック工	層 積		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1 施工箇所毎		3-2-3-17
						基準高▽	±100			
						厚さ t	-20			
						幅 W_1, W_2	-20			
	2 一般施工	3 共通の工種				延長 L_1, L_2	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎		tは根固めブロックの高さ
						基準高▽	± t / 2			
						延長 L_1, L_2	- t / 2			

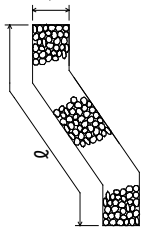
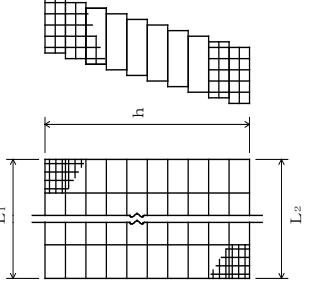
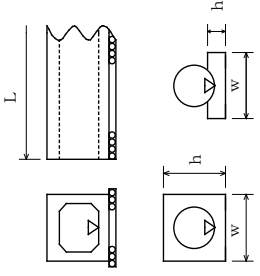
出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工	基準高▽	±150	1組毎	
						幅w	±300		
						延長L	－200		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工	基準高▽	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						幅w	－100		
						延長L	－200		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22		階段工	幅w	－30	1回／1施工箇所	
						高さh	－30		
						長さL	－30		
						段数	±0段		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工 （ゴムジョイント）	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	
						表面の凹凸	3		
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～－2		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点
							橋軸方向各点 誤差の相対差	3	
						表 面 の 凹 凸		3	
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2	
						歯咬み合い部の縦方向 間隔W ₁		±2	
						歯咬み合い部の横方向 間隔W ₂		±5	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～-2	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下
						表 面 の 凹 凸		3	
						仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～+3	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基 準 高 ▽		±500	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。
						法 長 ℓ		-200	
						延 長 L		-200	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 ℓ		-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。
						厚 さ t		-0.2 t	
						延 長 L		-200	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 (じやかかご)	法長 ϕ	$\phi < 3\text{m}$	-50	 施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。
							$\phi \geq 3\text{m}$	-100	
						厚 さ t		-50	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高 さ h		-100	 施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。
						延 長 L ₁ , L ₂		-200	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 プレキヤストカルバート工	28		プレキヤストカルバート工 (プレキヤストボックス工) (プレキヤストパイプ工)	基 準 高 ▽		±30	 施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。 1 施工箇所毎
						※幅 w		-50	
						※高 さ h		-30	
						延 長 L		-200	

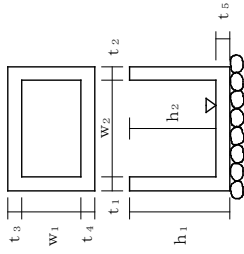
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						延長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						厚さ t ₁ , t ₂	-20			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎		
						厚さ t ₁ , t ₂	-20			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。 延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						幅 w ₁ , w ₂	-50			
						深さ h	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						厚さ t ₁ , t ₂	-20			

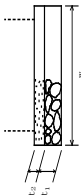
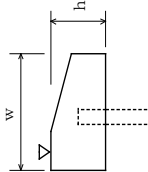
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

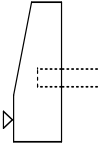
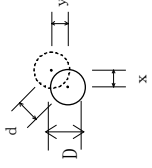
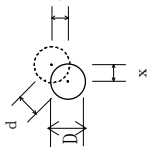
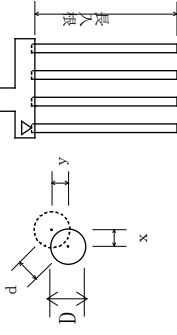
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水樹工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30
						※厚さ t ₁ ～t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90％以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70％以上。 c. 測定値の分布標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20％以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m ² とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。	3-2-3-31	

出来形管理基準及び規格値

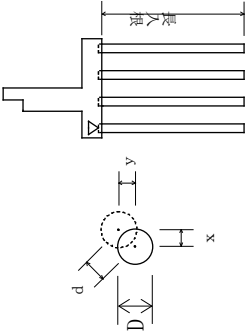
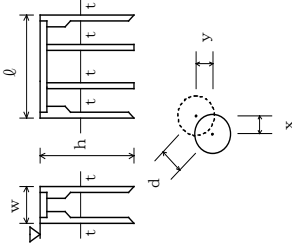
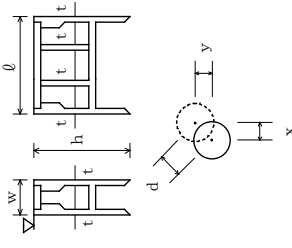
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-1	
						厚さ	t ₁ ，t ₂				-30
						延 長	L				各構造物の規格値による
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基 準 高	▽	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3	
						幅	w				±30
						高 さ	h				-30
						延 長	L				-200

出来形管理基準及び規格値

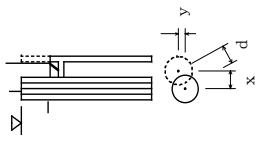
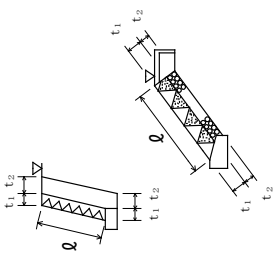
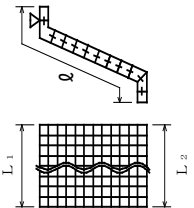
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						延 長 L	－200		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	
						根 入 長	設計値以上		
						偏 心 量 d	D/4以内かつ100以内		
						傾 斜	1/100以内		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	
						根 入 長	設計値以上		
						偏 心 量 d	100以内		
						傾 斜	1/100以内		
						杭 径 D	設計値以上		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	
						根 入 長	設計値以上		
						偏 心 量 d	100以内		
						傾 斜	1/100以内		
						杭 径 D	設計径（公称径） －30以上		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 簡 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	
						根 入 長	設計値以上		
						偏 心 量 d	150以内		
						傾 斜	1/50以内		
						基 礎 径 D	設計径（公称径）以上※		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オーブンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	
						ケーソンの長さℓ	−50		
						ケーソンの幅 w	−50		
						ケーソンの高さh	−100		
						ケーソンの壁厚t	−20		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	
						ケーソンの長さℓ	−50		
						ケーソンの幅 w	−50		
						ケーソンの高さh	−100		
						ケーソンの壁厚t	−20		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	偏 心 量 d	300以内		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。		3-2-4-9	
						根 入 長	設計値以上				
						偏 心 量 d	300以内				
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	
						法長ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ（ブロック積張） t ₁	-50				
						厚さ（裏込） t ₂	-50				
						延 長 L	-200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連筋ブロック張り）	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	
						法 長 ℓ	-100				
						延長 L ₁ , L ₂	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	
						幅 w	-100				
						延 長 L	-200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	
						法長ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ（ブロック） t ₁	-50				
						厚さ（裏込） t ₂	-50				
						延 長 L	-200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	
						法長ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ（石積・張） t ₁	-50				
						厚さ（裏込） t ₂	-50				
						延 長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。	3-2-6-7
厚 さ	－45	－45	－15	－15												
幅	－50	－50	—	—												

出来形管理基準及び規格値

単位：mm															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下					
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは 基準高較差	±90 ±90	±90 ±90	+50 -15 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TSS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2 (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を含む。舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下					
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	—25	—30	—8	—10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下	
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づく出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事とい い、舗装施工面積が10,000m2以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

单位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一 を採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延 長80m以下の間隔で測定することか きる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000㎡以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。	3-2-6-7
幅	-50	-50	—	—									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差				3-2-6-7
													工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下	
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	—15	—20	—5	—7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を含む。舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下				
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	8	厚さあるいは は標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	
													コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下					
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づく出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m2以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

单位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	中規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
						平 坦 性	—	3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以 下					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工		アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナ」を 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナ」を用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管 理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m2以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-7

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することが できる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm										測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値						
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 舗 装 工	8	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編（案）」または「T S（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	—25	—30	—8	—10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。	3-2-6-8
				幅	—50	—50	—	—								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざるの工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
							厚	さ	幅				
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	8	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	5	セメント（石灰）安定処理工		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコア一を 採取もしくは掘り起こして測定。ただし、 幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
							-54	-63	-8	-10			
3	土 木 工 事 共 通 編				半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安 定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差					1．3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	7	厚 さ	—15	—20	—5	—7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコア一を 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	—50	—50	—	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下					
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さととの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	-25	-25	—	—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下					
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	種	測定項目	規格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平 均								
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下		
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下		
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工		半たわみ性舗装工 (表層工)	11			厚 さ	— 7	— 9	— 2	— 3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコア一書を採用して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
			幅	— 25	— 25	—	—										
			平 坦 性	—	3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下												

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	種	測定項目	規格値					測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
									平 坦 性	—	—	3m ² プロファイル(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	—		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	工 種	測定項目	規 格 値						測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
						個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均								
						中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下					
						中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下					
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	9	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	
								厚 さ	—45	—45	—15	—15				—15
								幅	—50	—50	—	—				—

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは は標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザーガイスターを用 いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レー ザースキヤナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」または「TSS (ノンプリズム方式)」を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)」に基 づく出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m2(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合は該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合は該当する。	3-2-6-9	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	
					幅	-50	-50	—	—					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下				
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安 定処理工	厚 さ	—25	—30	—8	—10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコア一を 採取もしくは掘り起こして測定。ただ し、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができ る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
幅	—50	—50	—	—	—											

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
							-54	-63	-8	-10				
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差				工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。														
2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。														
3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。														
4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。														
5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。														

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値						測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。	3-2-6-9
幅	－50	－50	－	－											

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコア一を 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
		幅	－25	－25	－	－							

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さととの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工		排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡毎に1個の割でコア一 書を採用して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-9	
						幅	-25	-25	—	—				
						平 坦 性	—		3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き)					

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定 箇所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TSS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を用いた上での管理が可能な工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均				
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	中規模 以上	小規模 以下	±50	中規模 以上	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
												t < 15cm	—30
							t ≥ 15cm	—45	—15				
							幅	—100	—				
※歩道舗装に適用する。													

出来形管理基準及び規格値

単位：mm												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下				
3	2	1	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TSS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15			
							t < 15cm	+90 -70	+50 -10			
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15			
							2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。					
							3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。					
							4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。					
							5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下				
3	2	一般 施工	6	10	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	—9	—3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10	
							—25	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均				
								中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レーザ ースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-10	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	一般 施 工	11	1	グーアスアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
	幅	－50				－50	－	－					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	11	2	グーアスアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナを用 いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づく出来形管理を実施する場合、そ 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3	2	一般舗装工	11	3	グーラススファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-11	
		幅	－25	－25	－	－								
										</				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	11	4	グースアスファルト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザーサーキャナ ーを用いた出来形管理要領（舗装工 事編）（案）」、「地上移動体搭載型 レーザーサーキャナーを用いた出来 形管理要領（舗装工事編）（案）」 または「TS（ノンプリズム方式） を用いた出来形管理要領（舗装工 事編）（案）」に基づき出来形管理 を実施する場合、その他本基準に 規定する計測精度・計測密度を満 たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測 精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測 密度は1点/m ² （平面投影面積当 たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能ない、管理結 い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	グーラスアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡毎に1個の割でコア一 書を採用して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以 下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下	
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	11	6	グーラススファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、そ の他本基準に規定する計測精度・計 測密度を満たす計測方法により出来 形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事を行い、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値						測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しななければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しななければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12		
						厚 さ	—45	—50	—15	—				コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しななければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	
						幅	-50		—				
												コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値						測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-66	-8		1． 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づく出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						幅	-50		-					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・ 瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、 「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2 (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	7	厚 さ	-9	-12	-3	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅		-25				コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

单位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間 層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3	1．3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「TS （ノンブリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づく出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm													
編	章	節	条	枝番	種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工)	厚 さ	—10	—3.5	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しなけ ればならないとともに、10個の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						平 坦 性	—	コンクリート の硬化後 3mプロファイル メーターによ り機械舗設の 場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場 合(σ)3mm以下	隣接する各目地に対して、道路中心線 及び端部で測定。	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後 各車線200m毎に水糸又はレベルによ り1測線当たり横断方向に3ヶ所以上 で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。なお、ス リップフォーム工法の場合は、厚さ管 理に関し、打設前に各車線の中心付近 で各車線200m毎に水糸又はレベルに より1測線当たり横断方向に3ヶ所以 上路盤の基準高を測定し、測定打設後 に各車線200m毎に両側の版端を測定す る。ただし、幅は設計図書の測定によ らず延長80m以下の間隔で測定するこ とができる。	維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。		
						目地段差	±2						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均					
								中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 舗 装 工	12	10	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	コンクリート版工の硬化後3mプロファイルにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下	1・3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TSS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2・個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3・計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4・厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5・厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	
							—	—	—				
						目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起し、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しななければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しななければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	
						厚 さ	—45	—50	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12
						厚さあるいは は標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：㎡															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均							
								中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘 り起こして測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しなけ ればならないとともに、10個の測定 値の平均値（X10）について満足し なければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12
					幅	-50	-								

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	厚 さ	—25	—30	—8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しななければならないとともに、10個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しななければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	
						幅	—50		—			コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

单位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (軽圧コンクリート 版工) セメント (石灰・瀝 青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-66	-8	1．3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナを 用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナを用いた出来形管理要 領 (舗装工事編) (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形 管理要領 (舗装工事編) (案)」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
							厚	幅	厚	幅			
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層	厚	さ	—9	—12	—3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一 書を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しなけ ればならないとともに、10個の測定 値の平均値（X ₁₀ ）について満足し なければならぬ。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。	3-2-6-12
											コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下					
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づく出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚 さ	-15	-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなればならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	
						平 坦 性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメータにより(σ)2.4mm以下。			コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-32	-4.5		1．3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナ」を 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナ」を用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）」を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-12	
						平 坦 性	—	転圧コンク リートの硬化 後、3m ² 以下の マーガ-により (σ)2.4mm以下					
						目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線 及び端部で測定。			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	基準高▽ 厚 さ 幅	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しななければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	
							±40	±50	—	—			
							—45		—15	—			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	薄層カラー舗装工 (下層路盤工) 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ 幅	—25	—30	—8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-2-6-13		
							—50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均					
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚	さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
							幅		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚	さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア採取して測定。	3-2-6-13
							幅		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚	さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア採取して測定。	3-2-6-13
							幅		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	
								—45	—15	—				
								—50	—	—				
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	—25	—30	—8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		3-2-6-14	
								—50		—				

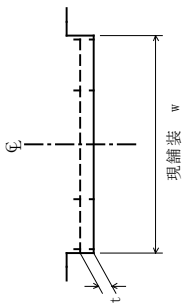
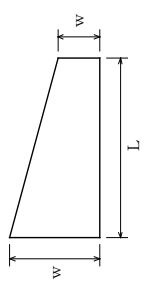
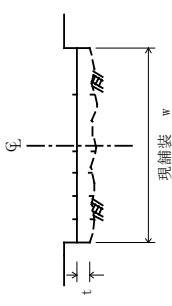
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚	さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
						幅		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚	さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアー を採取して測定。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
						幅		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚	さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアー を採取して測定。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
						幅		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		

出来形管理基準及び規格値

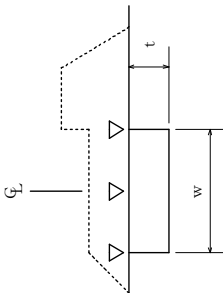
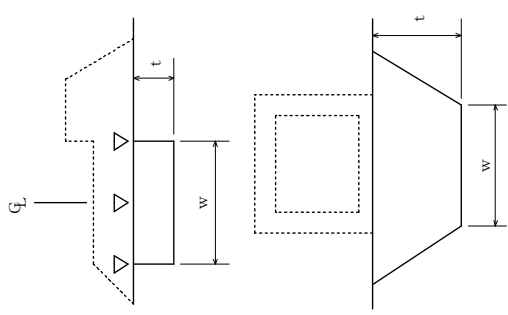
单位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によること が出来る。		3-2-6-15
						幅 w	-25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 w	-50		各層毎1ヶ所／1施工箇所		3-2-6-16
						延長 L	-100				
						厚さ t	該当工種				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						厚さ t	該当工種				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	厚 さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		3-2-6-17
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロファイルカー (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

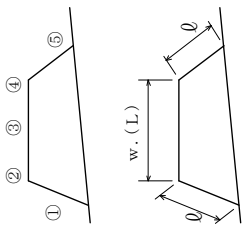
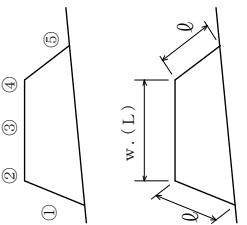
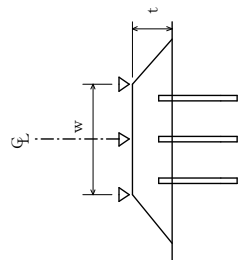
出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均	
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーヤナナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーヤナナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。
						平 坦 性	—	3m ² プロファイル（σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下	
									3-2-6-17

出来形管理基準及び規格値

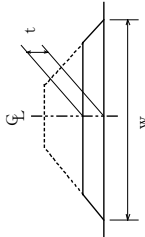
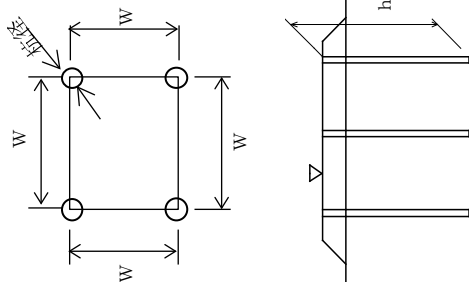
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合、全体改良範囲図を用いて、施工厚さは、全端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。	
						施工厚さ t	-50		
						幅 w	-100		
						延 長 L	-200		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1ヶ所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。	
						置換厚さ t	-50		
						幅 w	-100		
						延 長 L	-200		

出来形管理基準及び規格値

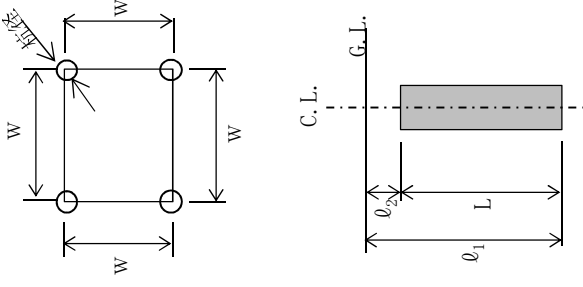
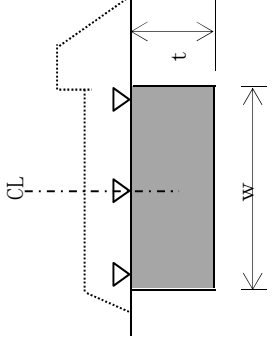
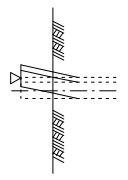
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	
						法 長 θ	-500		
						天 端 幅 w	-300		
						天端延長 L	-500		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	
						法 長 θ	-500		
						天 端 幅 w	-300		
						天端延長 L	-500		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。	
						厚 さ t	-50		
						幅 w	-100		
						延 長 L	-200		

出来形管理基準及び規格値

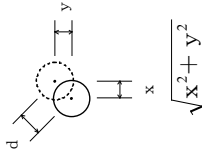
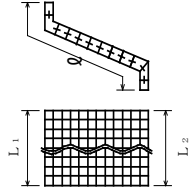
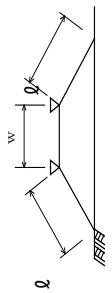
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
						幅 w	－100			
						延 長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締め改良工 (サンドコンパクションパイプ工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 全本数 全本数 計器管理にかえることができる。		3-2-7-7 3-2-7-8
						杭 径 D	設計値以上			
						打 込 長 さ h	設計値以上			
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションの砂投入量	—			
※余長は、適用除外										

出来形管理基準及び規格値

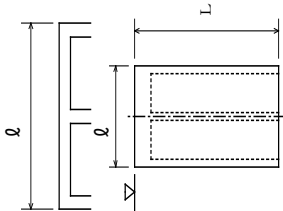
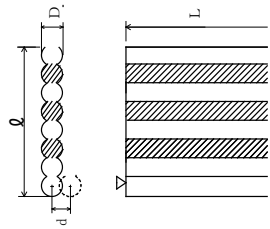
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。	
						位置・間隔 w	D/4以内		
						杭 径 D	設計値以上		
						深 度 L	設計値以上		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	(中層混合処理) 固結工	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000m3～4,000m3につき1ヶ所、又は 施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所。 1,000m3以下、又は施工延長40m(50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出 来形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理 要領(表層安定処理等・中層地盤改良 工事編)(案)」による管理の場合 は、全体改良範囲図を用いて、施工厚 さt、幅w、延長Lを確認(実測は不 要)。	
						施工厚さ t	設計値以上		
						幅 w	設計値以上		
						延 長 L	設計値以上		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1ヶ所。延長40 m(又は50m)以下のものは、1施工 箇所につき2ヶ所。	
						根 入 長	設計値以上		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ $\varnothing$	設計深さ以上	全数	
						配 置 誤 差 d	100		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 $\varnothing$	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						延長 L_1 L_2	-200	1 施工箇所毎	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						天 端 幅 w	-100		
						法 長 $\varnothing$	-100		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。	

出来形管理基準及び規格値

单位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工（壁式）	基 準 高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9
						連壁の長さ ℓ	-50			
						変 位	300			
						壁 体 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工（柱列式）	基 準 高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9 D：杭径
						連壁の長さ ℓ	-50			
						変 位 d	D/4以内			
						壁 体 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	casting fee (metal support work)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差 +2 -0	製品全数を測定。		3-2-12-1
						中心距離	センターボスを基準にした孔位置のずれ			
							$\leq 1000\text{mm}$			
							センターボスを基準にした孔位置のずれ			
							$> 1000\text{mm}$	1.5以下		

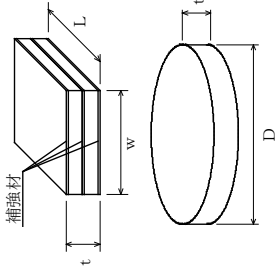
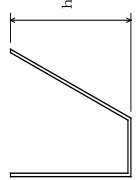
次頁に続く

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	1	1	製造費 (金属支承工)	アンカーボルト用孔 (鑄放し)	孔の直径 $\leq 100\text{mm}$ $> 100\text{mm}$ 孔の中心距離 JIS B 0403 CT13	※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。		3-2-12-1
						センターボス	ボスの直径 $+0$ -1 ボスの高さ $+1$ -0			
						上巻の橋軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 CT13			
						全移動量 ϕ	$\phi \leq 300\text{mm}$ $\phi > 300\text{mm}$	± 2 $\pm \phi / 100$		
						組立高さ H	上, 下面加工仕上げ コンクリート $H \leq 300\text{mm}$ $H > 300\text{mm}$	± 3 ± 3 $(H / 200 + 3)$ 小数点以下切り捨て		
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※1)、※2) 鑄放し肉厚寸法 ※1) 削り加工寸法 ガス切断寸法	JIS B 0403 CT14 JIS B 0403 CT15 JIS B 0405 粗級 JIS B 0417 B級		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w 長さ L 直径 D	w, L, D ≤ 500	0～+5	製品全数を測定。 平面度：1 個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差		3-2-12-1
							500 < w, L, D ≤ 1500mm	0～+1%			
							1500 < w, L, D	0～+15			
						厚さ t	t ≤ 20mm	±0.5			
							20 < t ≤ 160	±2.5%			
							160 < t	±4			
						平面度	w, L, D ≤ 1000mm	1			
							1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部 材		±3… ϕ ≤ 10 ±4… ϕ > 10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃 口 高 さ h (mm)		±2… h ≤ 0.5 ±3… 0.5 < h ≤ 1.0 ±4… 1.0 < h ≤ 2.0	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-1
						外周長 L (m)		± (10+L/10)			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要			
									鋼桁等	トラス・アーチ等					
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)		フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots$ $w \leq 0.5$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行する JIS に基づ く試験成績表に替えることができる。	 I 型鋼桁 トラス弦材	3-2-12-3				
								$\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$							
								$\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$							
								$\pm (3 + w/2) \cdots$ $2.0 < w$							
								板 の 平 面 度 δ (mm)				$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	 	3-2-12-3
												フランジの直角度 δ (mm)			
								部 材 長 ℓ (m)				鋼桁	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない状態の部材 について、主要部材全数を測定。	
トラス、 アーチなど	$\pm 2 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 3 \cdots \ell > 10$														
							圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)	 3-2-12-3				
※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 、圧縮材の曲り δ 」の規格値の h 、 b 、 w に代入する数値は mm 単位の数値とする。															

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm (10+L/10)$ $\pm (10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。	単径間の場合 多径間の場合	3-2-12-3	
						主桁、主構の中心 間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $\cdots \cdots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-3	
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \cdots \cdots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2)$ $\cdots \cdots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。	3-2-12-3	
						主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \cdots \cdots$ $L \leq 100$ $25 \cdots \cdots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)		3-2-12-3	
						主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots \cdots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots \cdots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots \cdots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots \cdots$ $80 < L \leq 200$	各主桁について10 ～12 m 間 隔 を 測 定。 L：主桁の 支間長 (m)	各主構の各格点を測定。	3-2-12-3	
						主桁、主構の橋端 における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		3-2-12-3	
						主桁、主構の鉛直 度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)	3-2-12-3	
						現場継手部のすき 間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)			3-2-12-3
						※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3 + w / 2)…… 2.0 < w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I 型鋼桁	3-2-12-3
						腹板高 h (m)				
						板 の 平 面 度 δ (mm)	h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)		
							箱桁等のフ ランジ鋼床 版のデット プレート			
						フランジの直角度 δ (mm)	w / 200			
部 材 長 ℓ (m)	±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10	主要部材全数を測定。								
※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ，フランジの直角度 δ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm 単位の数値とする。										

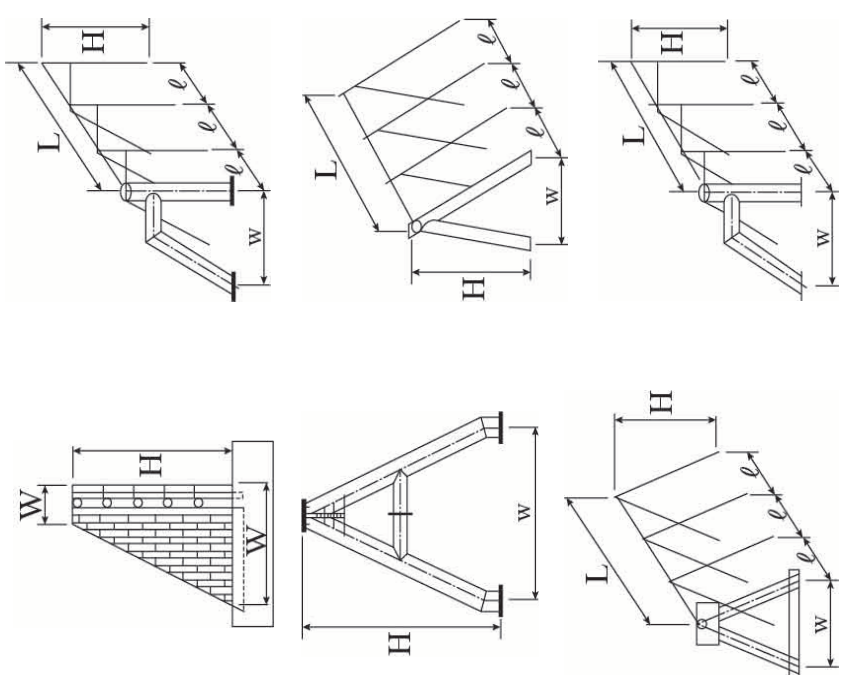
出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部 材 の 水 平 度	10	全数を測定。		3-2-12-3
						堤 長 L	±30			
						堤 長 ℓ	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本 体 の 傾 き	±H／500			

次頁に続く

次頁に続く

出来形管理基準及び規格値

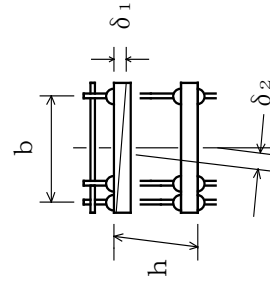
単位：mm											
編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3		土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	12	工 場 製 作 工 共 通	3		桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))		3-2-12-3

出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4			部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0～+30	製品全数を測定。		3-2-12-5
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)	設 計 値 ± 4			
								フィンガーの食い違い δ_2 (mm)		± 2	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta 1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。
							鉛直度 $\delta 2$ (mm)	$h/500$	
							高さ h (mm)	± 5	



出来形管理基準及び規格値

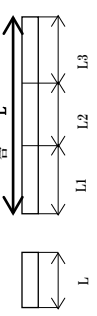
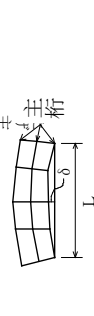
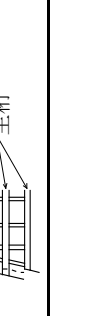
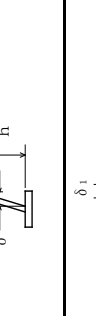
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	フ ラ ン ジ 幅 w (m) 腹板高 h (m)	±2..... w ≤ 0.5 ±3..... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4..... 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3 + w/2) ... 2.0 < w	各支点及び各支間中央付近を測定。	
						部 材		各支点及び各支間中央付近を測定。	
						部材長 l (m)	±3...l ≤ 10 ±4...l > 10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。	
					仮組立時	主桁のそり δ	-5 ~ +5 ...L ≤ 20 -5 ~ +10 ...20 < L ≤ 40	各主桁について10～12m間隔を測定。	
						部 材	±3...l ≤ 10 ±4...l > 10	図面の寸法表示箇所を測定。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工				

出来形管理基準及び規格値

单位: mm

編	3	土木工事共通編
章	2	一般施工
節	12	工場製作工 共通
条	11	
枝番		
工	工場塗装工	
種		
測定項目	塗膜厚	
規格値	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	
測定基準	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、 500m^2 とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が 200m^2 に満たない場合は 10m^2 ごとに1点とする。	
測定箇所		
摘要	3-2-12-11	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm						摘要				
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3	2	13			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （クレーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラバークレーン架設）	全 長 L (m) 支間長 L_n (m)	$\pm (20+L/5)$ $\pm (20+L_n/5)$	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						通 り δ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	L ：主桁・主構の支間長(m)		
						そ り δ (mm)	$\pm (25+L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L ：主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間 距離B(m)	$\pm 4 \cdots \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \cdots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における 出入差 δ (mm)	± 10	どちらから一方の主桁（主構）端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。h：主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 （例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
						※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。				

出来形管理基準及び規格値

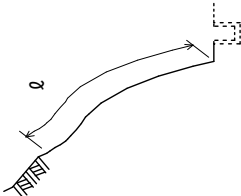
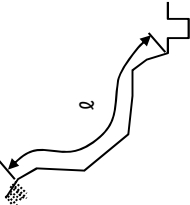
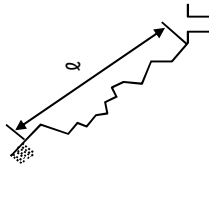
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押し架設）	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。	3-2-13
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。	
						そ り	—	主桁を全数測定。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法 長 $\varnothing$	$\varnothing < 5\text{m}$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来の管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2
							$\varnothing \geq 5\text{m}$	法長の—4%	
							$\varnothing < 5\text{m}$	—100	
							$\varnothing \geq 5\text{m}$	法長の—2%	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	盛土法 長 $\varnothing$		1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来の管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
						延 長 L	—200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来の管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	

出来形管理基準及び規格値

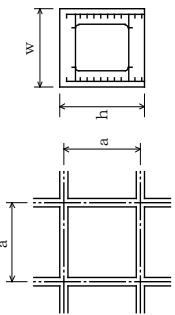
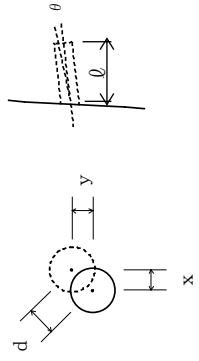
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)			施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来の管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2
						法 長 ℓ	-200		
						$\ell \geq 5\text{m}$	法長の－4%		
						厚 さ t	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。	
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	-20		
					延 長 L			1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来の管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
							-200		

出来形管理基準及び規格値

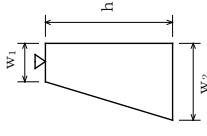
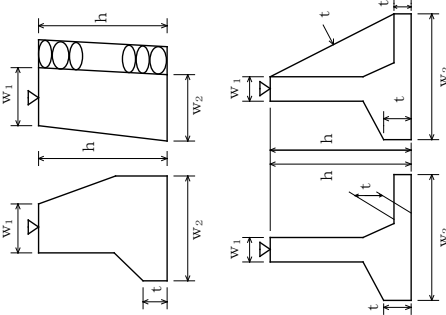
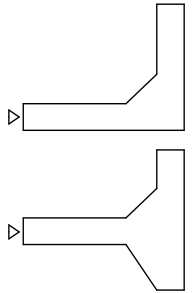
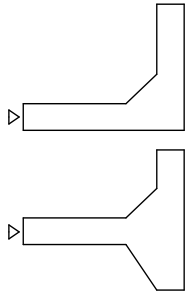
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)		法 長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	−50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。ただし、計測手法については、従来の管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3
								$\ell \geq 3\text{m}$	−100			
							厚 さ t	$t < 5\text{cm}$	−10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
								$t \geq 5\text{cm}$	−20			
									ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上			
			延 長 L	−200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来の管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。							

出来形管理基準及び規格値

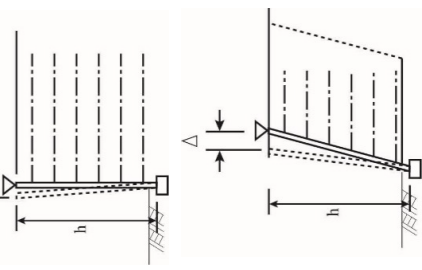
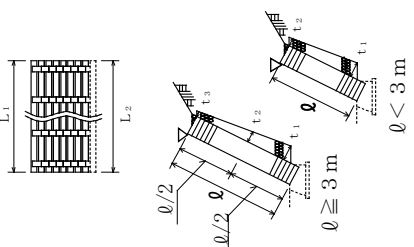
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法 長 ℓ		施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 枠延長100mにつき 1ヶ所、枠延長100m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。	
						$\ell < 10\text{m}$	-100		
						$\ell \geq 10\text{m}$	-200		
						幅 w	-30		
						高 さ h	-30		
						枠中心間隔 a	±100		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	2	法砕工 (ブレキヤスト法砕工)	延 長 L	-200	1 施工箇所毎	
						法 長 ℓ			
						$\ell < 10\text{m}$	-100		
						$\ell \geq 10\text{m}$	-200		
						延 長 L	-200		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						配置誤差 d	100		
						せん孔方向 θ	±2.5度		

出来形管理基準及び規格値

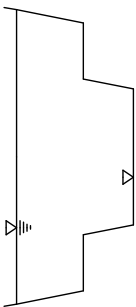
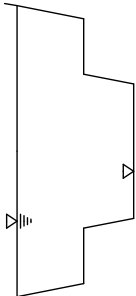
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						厚 さ t	-20		
						裏 込 厚 さ	-50		
						幅 w ₁ , w ₂	-30		
						高 さ h	-50		
						延 長 L	-100		
						高 さ h	-200	1 施工箇所毎	
						延 長 L	-200		
						高 さ h	-200		
						延 長 L	-200		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						延 長 L	-200		
						高 さ h	-200	1 施工箇所毎	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 共通の工種	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 (補強土 (テールアルメ) 壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-15-3	
						高 さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						鉛 直 度 △	±0.03 h かつ ±300以内				
						控 え 長 さ	設計値以上				
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	4		井桁ブロック工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-15-4	
						法 長 φ	φ < 3 m				-50
							φ ≥ 3 m				-100
						厚 さ t ₁ , t ₂ , t ₃	-50				
						延 長 L ₁ , L ₂	-200				

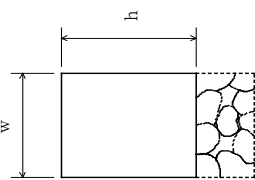
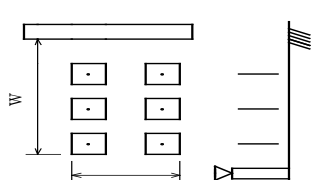
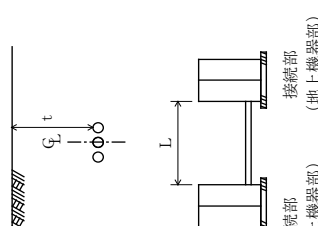
出来形管理基準及び規格値

単位：mm																				
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽			延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3									
						電 気 船	200ps	－800～＋200												
							500ps	－1000～＋200												
							1000ps	－1200～＋200												
							250ps	－800～＋200												
							420ps 600ps	－1000～＋200												
							1350ps	－1200～＋200												
						デ イ ー ゼ ル 船	幅	－200												
								延 長				－200								
						3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通				3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽			延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
															基 準 高 ▽	＋200以下				
																幅	－200			
延 長	－200																			

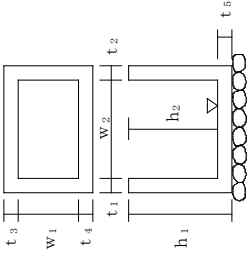
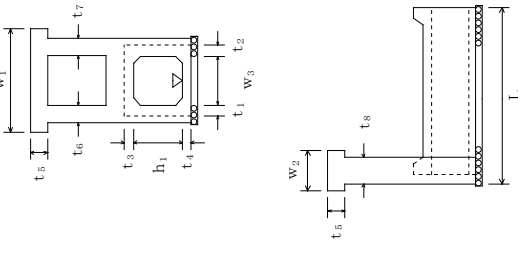
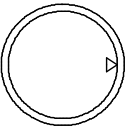
出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1． 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3． 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／m2(平面投影面積当たり)以上とする。		3-2-16-3
						標高較差	0以下	+400以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20		基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所 (支点付近) で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3 ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に 1 ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		3-2-18-2
						幅 w	0～+30				
						厚 さ t	－10～+20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上		1 径間当たり 3 断面 (両端及び中央) 測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1 ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10		1 径間当たり 3 ヶ所 (両端及び中央) 測定。		
						鉄 筋 間 隔	±20		1 ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 m の範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10				

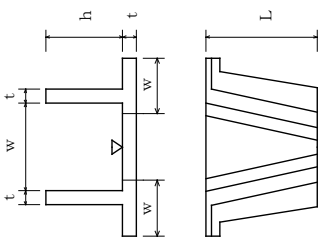
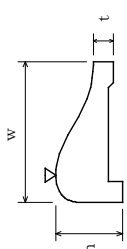
出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
6 河川編	1 築堤・護岸工	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅	—30		
						高さ	—30		
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高	±50	1組毎	
						幅	±300		
						方向	±7°		
						延長	—200		
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。 接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センサーで測定】	
						延長	—200		

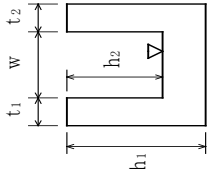
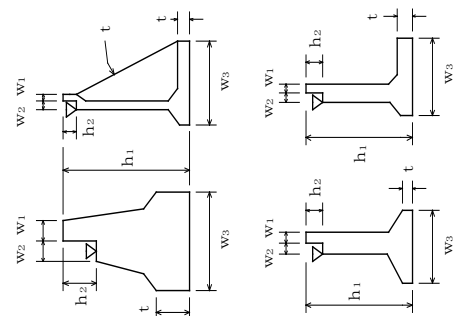
出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20		
						※幅 w_1, w_2	-30		
						※高さ h_1, h_2	-30		
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。	
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20		
						幅 w_1, w_2	-30		
						内空幅 w_3	-30		
						内空高 h_1	±30		
						延長 L	-200		
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎	
						延長 L	-200		

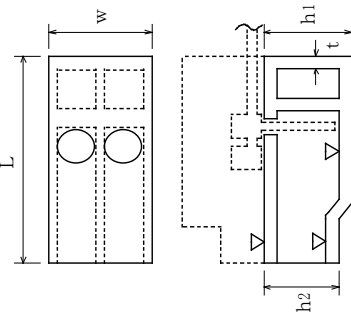
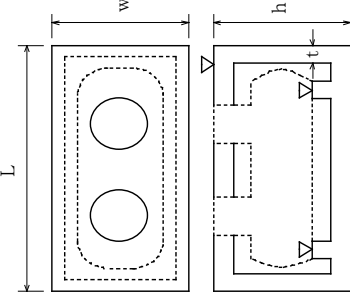
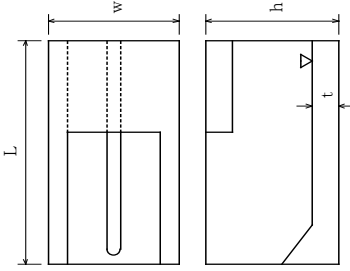
出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。	
						厚さ t	-20		
						幅 w	-30		
						高さ h	±30		
						延長 L	-50		
6 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 西柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。	
						厚さ t	-20		
						幅 w	-30		
						高さ h	±30		
						延長 L	-50		
6 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		開門工 土砂吐工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。	
						厚さ t	-20		
						幅 w	-30		
						高さ h	±30		
						延長 L	-50		
6 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。	
						厚さ t	-20		
						幅 w	-30		
						高さ h	±30		
						堰長 L	-50		
						L ≥ 20m	-100		

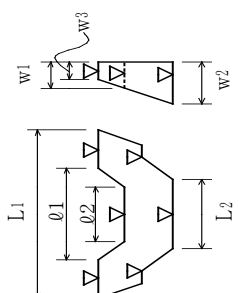
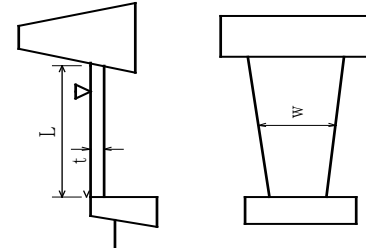
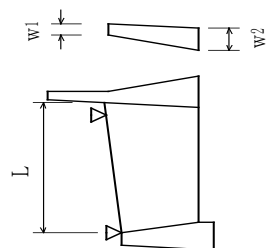
出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工		基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-5-8-3
							厚さ t ₁ , t ₂	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h ₁ , h ₂	-30			
							延長 L	-200			
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工		基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-9-2
							厚さ t	-20			
							天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10			
							天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10			
							敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50			
							高さ h ₁	-50			
							胸壁の高さ h ₂	-30			
							天端長 ℓ ₁	-50			
							敷長 ℓ ₂	-50			
							胸壁間距離 ℓ	±30			
							支点長及び中心線の変化	±50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。	
						厚さ t	-20		
						幅 w	-30		
						高さ h ₁ , h ₂	±30		
						延長 L	-50		
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。	
						厚さ t	-20		
						幅 w	-30		
						高さ h	±30		
						延長 L	-50		
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。	
						厚さ t	-20		
						幅 w	-30		
						高さ h	±30		
						延長 L	-50		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	基準高 ∇	± 30	図面に表示してある箇所で測定。	
						天端幅 w_1, w_3	-30		
						堤幅 w_2	-30		
						堤長 L_1, L_2	-100		
						水通し幅 ϕ_1, ϕ_2	± 50		
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	
						厚さ t	-30		
						幅 w	-100		
						延長 L	-100		
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	
						天端幅 w_1	-30		
						堤幅 w_2	-30		
						長さ L	-100		

出来形管理基準及び規格値

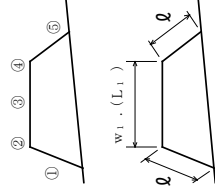
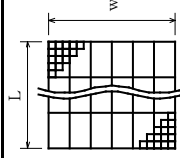
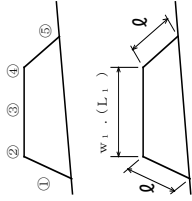
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						幅w	-30		
						高さh	-30		
						延長L	-200		
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						ブロック厚 t	-20		
						ブロック縦幅w ₁	-20		
						ブロック横幅w ₂	-20		
						延長 L	-200		
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						法長ℓ	ℓ<5m		
							ℓ≥5m		
						厚さ t	-50		
						延長 L	-200		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S」等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）Jの規定による測点の管理方法を用いることができる。	7-1-6-5
						$\phi < 3\text{m}$	-50		
						$\phi \geq 3\text{m}$	-100		
						$t < 100$	-20		
						$t \geq 100$	-30		
						裏込材厚 t'	-50		
						延 長 L	-200		
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	7-1-8-2
						幅 w	-50		
						厚 さ t	-10		
						基 礎 厚 t'	-45		
						延 長 L	-200		
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	7-1-9-3
						幅 w_1, w_2	-30		
						高さ $h < 3\text{m}$ h_1, h_2, h_3	-50		
						高さ $h \geq 3\text{m}$ h_1, h_2, h_3	-100		
						延 長 L	-200		

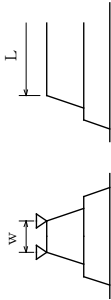
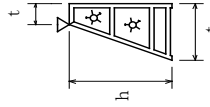
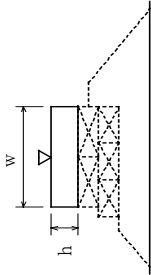
出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬		捨石工		基準	高▽	測 定 基 準
									施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。
									測 定 箇 所
									7-2-4-4
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬		吸出し防止工		基準	高▽	測 定 基 準
									幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。
									測 定 箇 所
									7-2-4-5
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬		捨石工		基準	高▽	測 定 基 準
									施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。
									測 定 箇 所
									7-2-5-2



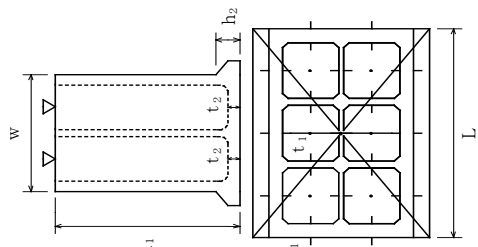
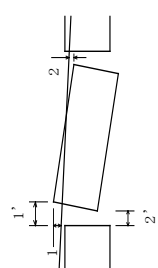
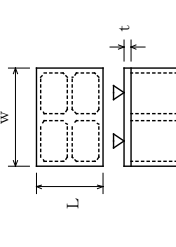
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5	海岸コンクリートブロック工		基準高▽	（層積）ブロック規格26 t 未満	±300		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。
								（層積）ブロック規格26 t 以上	±500		
								（乱積）	±ブロックの高さの1/2		
								天端幅 w	±ブロックの高さの1/2		
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5	石砕工		基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
								厚さ t			−50
								高さ h			−50
								延長 L			−100
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5	場所打コンクリート工		基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
								幅 w			−30
								高さ h			−30
								延長 L			−200

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

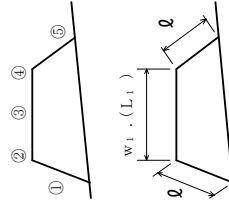
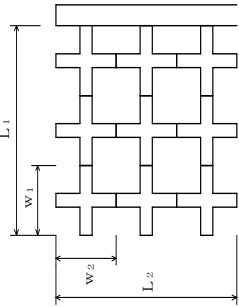
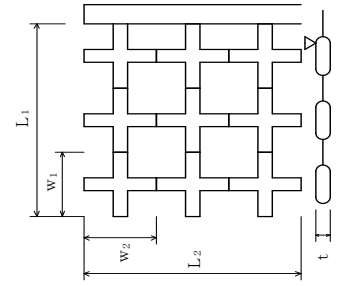
編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高▽	砕石、砂	±100	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11									
							コンクリート	±50												
							壁 厚 t ₁	±10	底版完成時、各壁1ヶ所											
							幅 w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端											
							高 さ h ₁	+30, -10	完成時、四隅											
							長 さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端											
							底版厚さ t ₂	+30, -10	底版完成時、各室中央部1ヶ所											
							フーチング高さ h ₂	+30, -10	底版完成時、四隅											
							7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11		2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2000 t未滿 ±100	据付完了後、両端2ヶ所		7-2-5-11		
															ケーソン重量2000 t以上 ±150					
据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2000 t未滿 100以下	据付完了後、天端2ヶ所																		
	ケーソン重量2000 t以上 200以下																			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリート ロック	基準高▽					陸 上				±30	1室につき1ヶ所 (中心)				7-2-5-11
											水 中				±50					
											厚 さ t				±30					
															幅 w	±30				
											長 さ L				±30					

出来形管理基準及び規格値

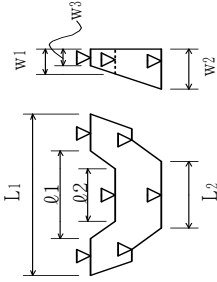
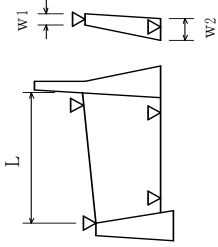
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数	
						幅 w	+20, -10		
						高 さ h	+20, -10		
						長 さ L	+20, -10		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)	
						隣接ブロックとの 間隔1'、2'	50以下		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリート ブロック	基 準 高 ▽ 陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)	
						水 中	±50		
						厚 さ t	±30		
						幅 w	±30		
						長 さ L	±30		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	基 準 高 ▽ 異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。	
						異形ブロック据付面 (乱積)以外の高 さ	±300		
						法 長 ℓ	-100		
						天 端 幅 w	-100		
						天 端 延 長 L	-200		

出来形管理基準及び規格値

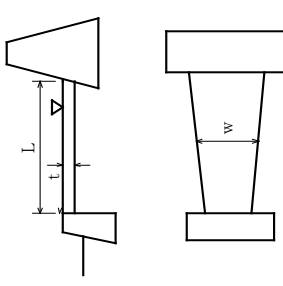
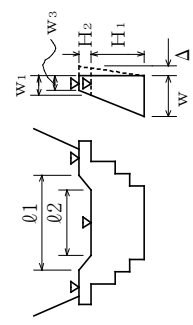
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高▽	層 積	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。
						厚	乱 積	±t/2	
						幅 w ₁ w ₂	層 積	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。
						延長 L ₁ L ₂	乱 積	-t/2	
						延長 L ₁ L ₂	層 積	-200	1施工箇所毎
						乱 積	乱 積	-t/2	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高▽	層 積	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。
						厚	乱 積	±t/2	
						幅 w ₁ , w ₂	層 積	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。
						延長 L ₁ , L ₂	乱 積	-200	
						延長 L ₁ , L ₂	層 積	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。
7 河川海岸編	3 海城堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海城堤基礎工	3		捨石工	基準高▽	本 均 し	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。
						荒 均 し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500	
						被 覆 均 し	異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300	幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。
						法 長 ℓ	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500	
						天 端 幅 w ₁	異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300	幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。
						天 端 延 長 L ₁	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±300	



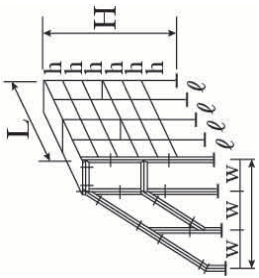
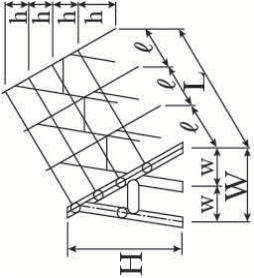
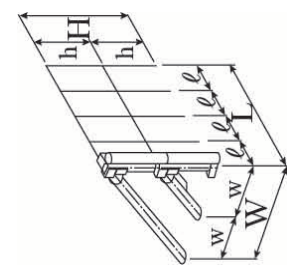
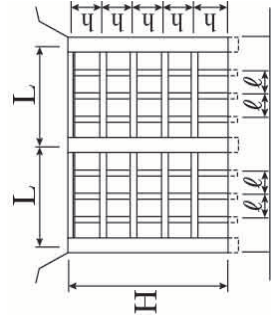
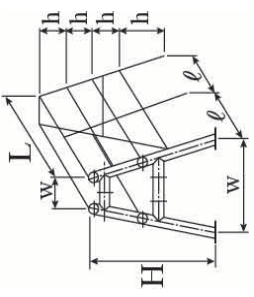
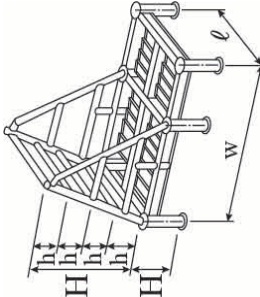
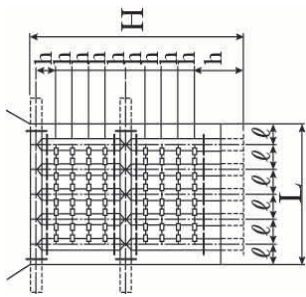
出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。	
						天端部 堤 幅 w_1, w_2, w_3	-30		
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	± 50		
						堤 長 L_1, L_2	-100		
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基 準 高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さ、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	
						幅 w_1, w_2	-30		
						長 さ L	-100		

出来形管理基準及び規格値

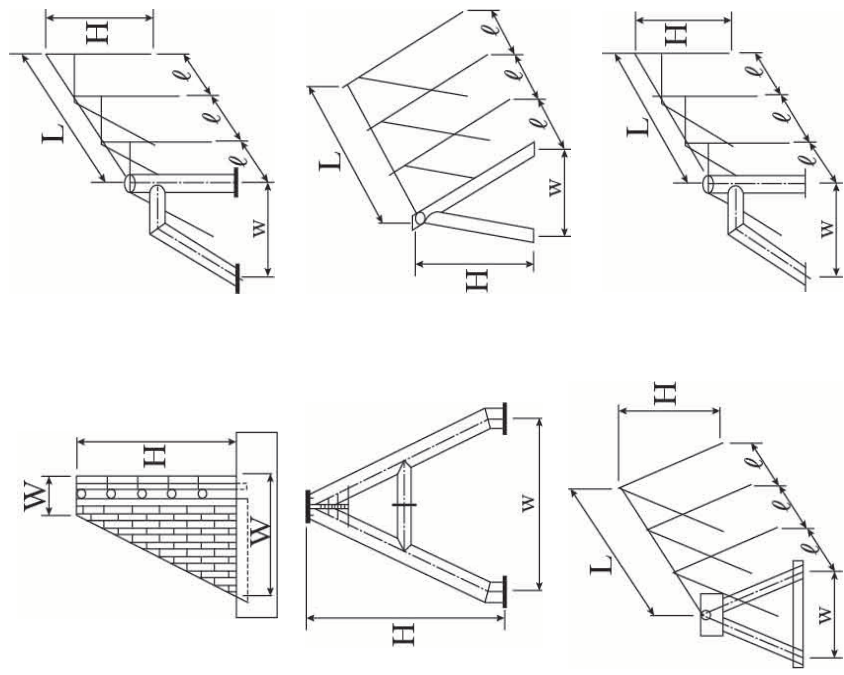
単位：mm												
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工		基準高	▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		8-1-8-8
							幅	w	-100			
							厚さ	t	-30			
							延長	L	-100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)		堤高	▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5
							長さ	ℓ_1, ℓ_2	±100			
							幅	w_1, w_3	±50			
							下流側倒れ	△	±0.02H ₁			
							袖高	▽	±50			
幅	w_2	±50										
			下流側倒れ	△	±0.02H ₂							
							水通し部					
							袖部					

出来形管理基準及び規格値

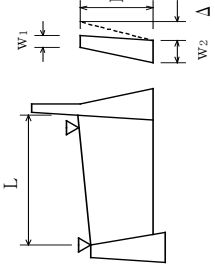
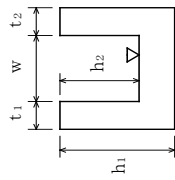
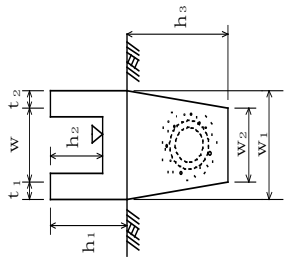
単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-9-5
						堤長 l	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			
										
										
										
										
										
										

次頁に続く

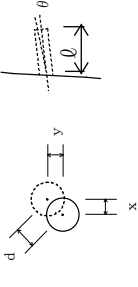
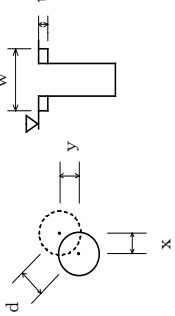
出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	砂 防 編	9	鋼 製 堰 堤 工	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)					8-1-9-5

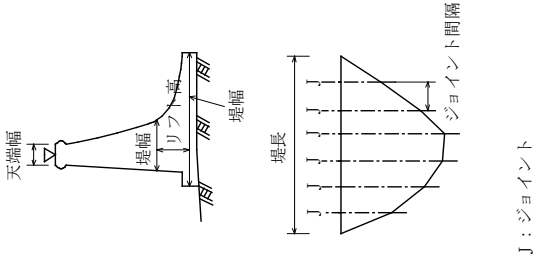
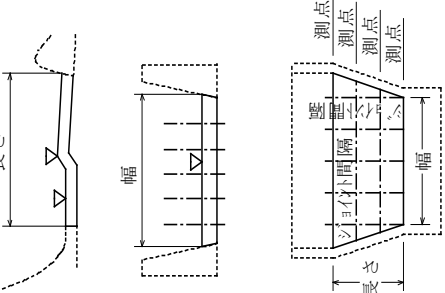
出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鉄製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所での測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。	
						長 さ L	± 100		
						幅 w_1, w_2	± 50		
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$		
						高さ h	$h < 3m$ $h \geq 3m$	-50 -100	
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						幅 w	-30		
						高さ h_1, h_2	-30		
						厚さ t_1, t_2	-20		
						延 長 L	-200		
8 砂防編	3 斜面对策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						厚さ t_1, t_2	-20		
						幅 w	-30		
						幅 w_1, w_2	-50		
						高さ h_1, h_2	-30		

出来形管理基準及び規格値

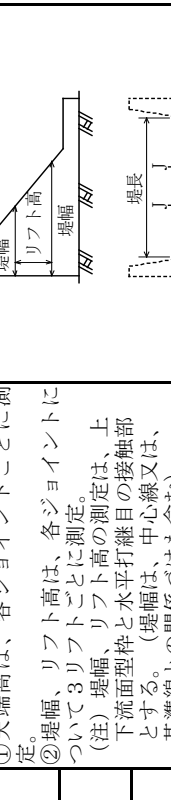
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ $\varnothing$	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						配置誤差 d	100		
						せん孔方向 θ	±2.5度		
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基 準 高 ∇	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						偏 心 量 d	150		
						長 さ L	-100		
						巻 立 て 幅 w	-50		
						巻立て厚さ t	-30		
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基 準 高 ∇	±50	全数測定。	
						偏 心 量 d	D/4以内かつ 100以内		

出来形管理基準及び規格値

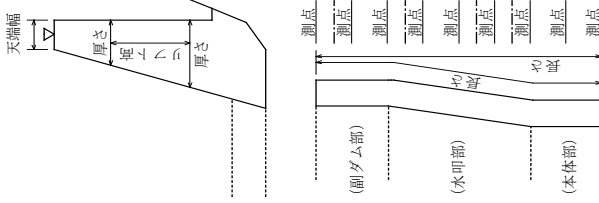
単位：mm									
編	章	節	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム 編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工		コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高 (越流部堤頂高を含む) は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係ついても含む) ③ジョイント間隔 (横継目) は、5リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4
					天 端 幅	±20			
					ジョイント間隔	±30			
					リ フ ト 高	±50			
					堤 幅	-30, +50			
					堤 長	-100			
9 ダム 編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工		コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高 (敷高)、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		9-1-4
					ジョイント間隔	±30			
					幅	±40			
					長 さ	-100, +60			

出来形管理基準及び規格値

单位: mm

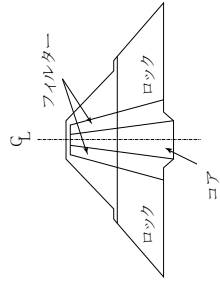
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9	ダ ム 編	4	ダ ム コ ン ク リ ー ト 工		コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接合部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		9-1-4
						ジ ョ イ ン ト 間 隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	±40			

出来形管理基準及び規格値

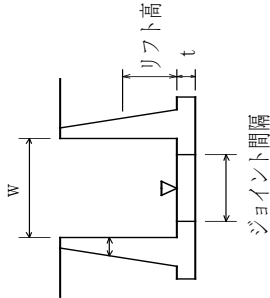
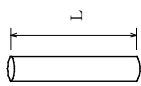
単位：mm		測 定 箇 所		測 定 基 準		規 格 値		測 定 項 目		種 工		枝 番		条		節		章		編	
9	ダ ム 編	天 端 高	▽	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。	±30	 天端幅 天端高 厚さ 踵 趾 厚さ 測点 J 測点 測点 測点 J 測点 測点 J 測点 測点 測点 測点 (副ダム部) (水叩部) (本体部) J：ジョイント															
				①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。	±20																
				②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。	±50																
				(注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。	±100																
				③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	±20																

出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
9 ダム 編	2 フ イ ル ダ ム	4 盛 立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合	
						外 側 境 界 線	-0, +500		
9 ダム 編	2 フ イ ル ダ ム	4 盛 立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。	
						外 側 境 界 線	-0, +1000		
						盛 立 幅	-0, +1000		
9 ダム 編	2 フ イ ル ダ ム	4 盛 立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	-100	各測点について盛立5 m毎に測定。	
						外 側 境 界 線	-0, +2000		

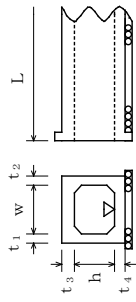
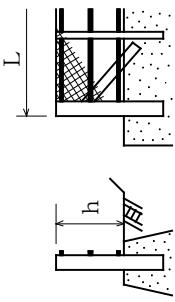


出来形管理基準及び規格値

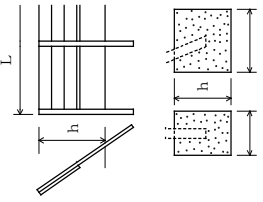
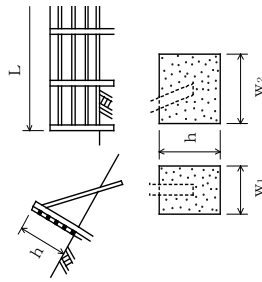
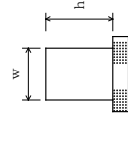
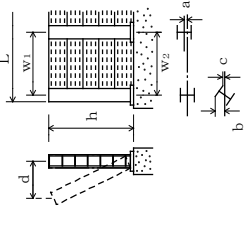
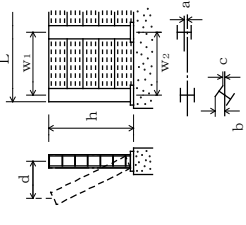
単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダ ム 編	2 フ イ ル ダ ム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1 回／1 施工箇所		9-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚 さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リ フ ト 高 さ	±20			
						長 さ L	±100			
9 ダ ム 編	3 基 礎 グ ラ ウ チ ン グ	3 ボ ー リ ン グ 工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		9-3-3
						配 置 誤 差	100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作 工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所所で測定。		10-1-3-2
10 道路 編	1 道路 改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基準	高 ∇	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所所で測定。		10-1-9-6
						厚さ	$t_1 \sim t_4$	-20			
						幅	(内法) w	-30			
						高さ	h	± 30			
						延長	$L < 20\text{m}$	-50			
						L	$L \geq 20\text{m}$	-100			
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅	w	-200	1 施工箇所毎		10-1-11-4
						延長	L	-200			
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ	h	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1 ケ所、施工延長 40 m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。		10-1-11-5
						延長	L	-200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

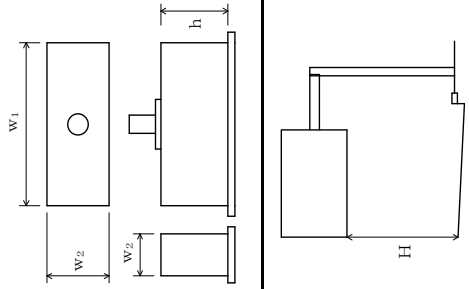
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						延長 L	-200	1施工箇所毎	
						基礎 幅 W1, W2	-30	基礎1基毎	
						高さ h	-30		
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						延長 L	-200	1施工箇所毎	
						基礎 幅 W1, W2	-30	基礎1基毎	
						高さ h	-30		
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	打込み 長さ ϕ	-10%	全数	
						埋込み 長さ ϕ	-5%		
						幅 w	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						高さ h	-30	1施工箇所毎	
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	延長 L	-200		
						支柱 間隔 W1, W2	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所	
						ずれ a	10		
						ねじれ b-c	5		
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工				倒れ d	$h \times 0.5\%$		
						高さ h	+30, -20		
						延長 L	-200	1施工箇所毎	

出来形管理基準及び規格値

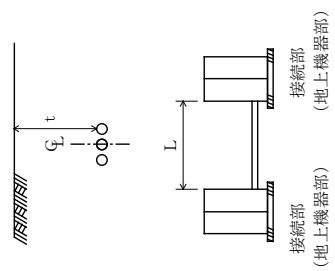
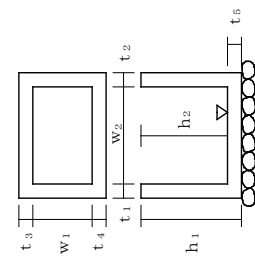
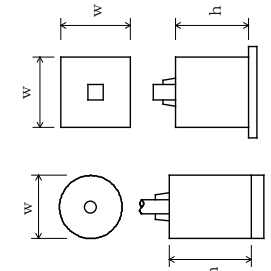
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X ₁₀)	測 定 基 準
摘 要	箇 所	10-2-4					中規模 以上	小規模 以下	
							±50	—	10-2-4
10 道 路 編	2 鋪 装	4 鋪 装 工			歩道路盤工 取合鋪装路盤工 路肩鋪装路盤工	基準高▽	—	—	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2000 ㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面鋪装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。
						厚さ	—30	—10	
						t < 15cm	—45	—15	
						t ≥ 15cm	—100	—	
						幅	—	—	
10 道 路 編	2 鋪 装	4 鋪 装 工			歩道鋪装工 取合鋪装工 路肩鋪装工 表層工	厚さ	—9	—3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で 測定。厚さは、片側延長200 m 毎に 1ヶ所コアーを採取して測定。
						幅	—25	—	

出来形管理基準及び規格値

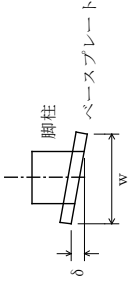
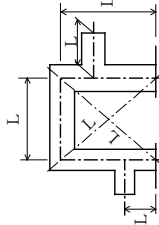
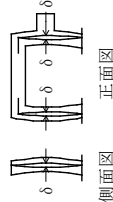
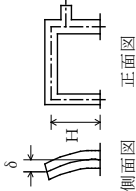
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
10 道路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	10-2-5-9
						延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
10 道路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基 準 高	±20	1ヶ所／1踏掛版	10-2-7-4
						各 部 の 厚 さ	±20	1ヶ所／1踏掛版	
						各 部 の 長 さ	±30	1ヶ所／1踏掛版	
						各 部 の 長 さ	±20	全数	
						厚 さ	—		
						中心のずれ	±20	全数	
10 道路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	ア ン カ ー 長	±20	全数	10-2-9-4
						幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎一基毎	
						高 さ h	-30		
10 道路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基	10-2-9-4



出来形管理基準及び規格値

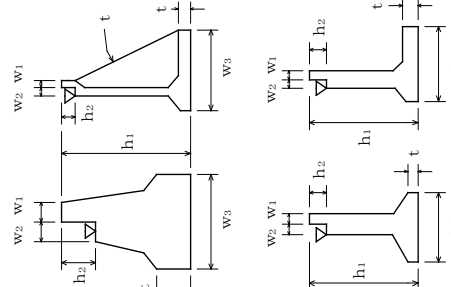
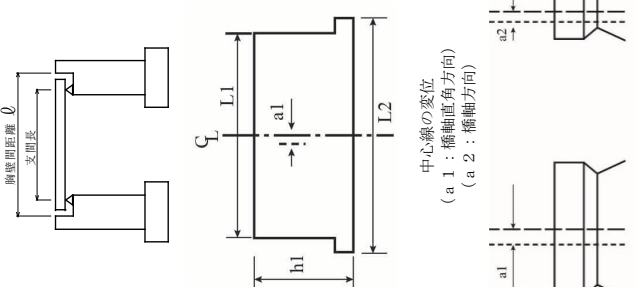
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
10 道路 編	2 舗 装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所 接続部間毎で全数	
						延 長 L	-200		
10 道路 編	2 舗 装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合	
						※厚さ t ₁ ～t ₅	-20		
						※幅 w ₁ , w ₂	-30		
						※高さ h ₁ , h ₂	-30		
10 道路 編	2 舗 装	12 道路付属施設工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所／1施工箇所	
						高 さ h	-30		

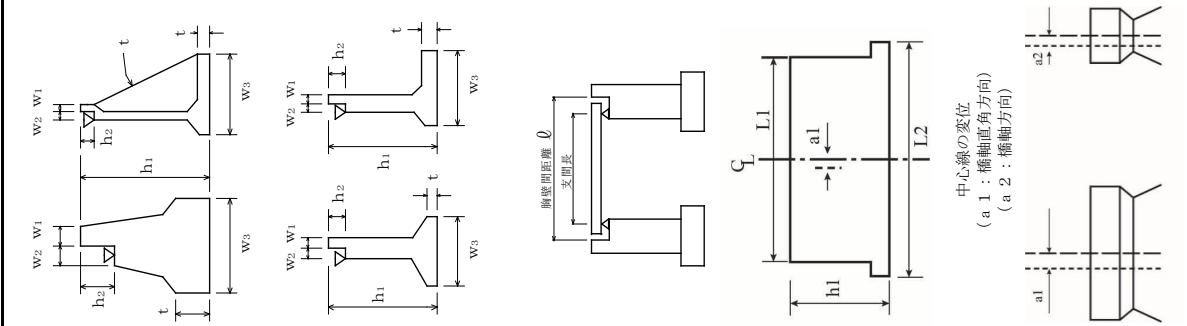
出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。	
						ベ ー ス プ レ ー ト	±2	全数を測定。	
							0～5	全数を測定。	
						柱の中心間隔、 対角長 L (m)	±5… L ≤ 10m ±10… 10 < L ≤ 20m ±(10 + (L - 20) / 10)… 20m < L	両端部及びび片持ばり部を測定。	
						はりのキャンバー 及び柱の曲がり δ (mm)	L/1000	各主構の各格点を測定。	
						柱 の 鉛 直 度 δ (mm)	10… H ≤ 10 H… H > 10	各柱及びび片持ばり部を測定。 H：高さ (m)	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm		測 定 箇 所		測 定 基 準		規 格 値		測 定 項 目		種 工		枝番		条		節		章		編		摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	±20	▽	基 準 高		橋台躯体工												10-3-6-8	
								厚 さ t															
								天 端 幅 w ₁ (橋軸方向)															
								天 端 幅 w ₂ (橋軸方向)															
								敷 幅 w ₃ (橋軸方向)															
								高 さ h ₁															
								胸壁の高さ h ₂															
								天 端 長 ℓ ₁															
								敷 長 ℓ ₂															
								胸壁間距離 ℓ															
								支 間 長 及 び 中心線の変位															
								支 承 部															
								ア ン カ ー															
								ボ ル ト															
								の 箱 抜 き 規 格 値															

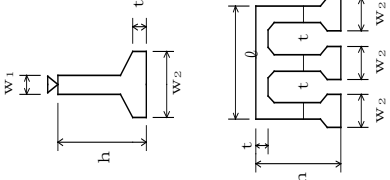
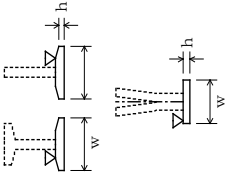
	
---	--



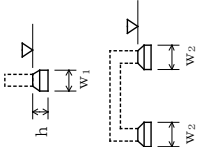
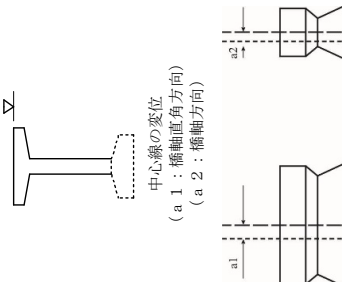
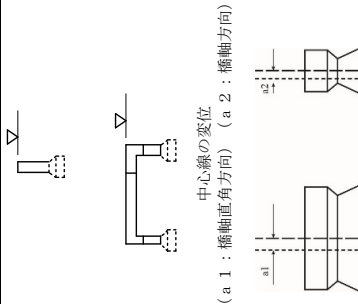
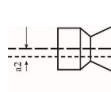
出来形管理基準及び規格値

単位：mm		測 定 箇 所		測 定 基 準		規 格 値		測 定 項 目		種 工		枝 番		条		節		章		編		
10	道 路 編	3	橋 梁 下 部	7	R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ▽	±20	橋脚中心間距離 $\varnothing$ 支間長 $\varnothing_1$ $\varnothing_2$ w_1 w_2 h t L_1 L_2 h_1 a_1 a_2 中心線の変位 (a 1：橋軸直角方向) (a 2：橋軸方向) アンカーボルト孔の鉛直度 1/50以下											
									厚 さ t	-20												
									天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20												
									敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50												
									高 さ h	-50												
									天 端 長 $\varnothing_1$	-50												
									敷 長 $\varnothing_2$	-50												
									橋脚中心間距離 $\varnothing$	±30												
									支 間 長 及 び 中心線の変位	±50												
									支 承 部	+10~-20												
									ア ン カ ー ボ ル ト	±20												
									ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	1/50以下												

出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	
						厚 さ t	-20		
						天 端 幅 w ₁	-20		
						敷 幅 w ₂	-20		
						高 さ h	-50		
						長 さ l	-20		
						橋脚中心間距離 l	±30		
						支 間 長 及 び 中心線の变位	±50		
						支 承 部	+10~-20		
						箱抜き規格値の アンカーボルトの 鉛直度	1/50以下		
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	
						幅 w (橋軸方向)	-50		
						高 さ h	-50		
						長 さ l	-50		

出来形管理基準及び規格値

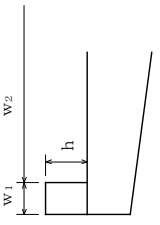
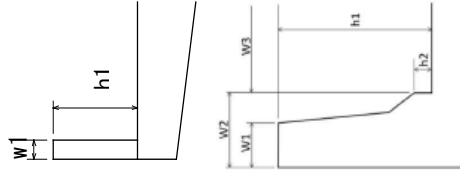
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチャング工 (門型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	
						幅 w ₁ , w ₂	-50		
						高 さ h	-50		
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	
						橋脚中心間距離 ϕ	±30		
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50		
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	
						橋脚中心間距離 ϕ	±30		
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50		
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（限使用）の場合	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

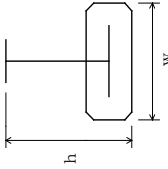
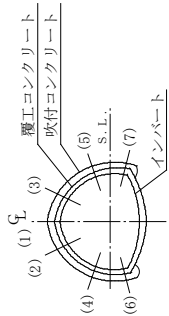
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	4	3	9		橋梁用高欄製作工	部材 部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所での測定。		10-4-3-9
10	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1) 可動支承の移動 可能量 注2) 支承中心間隔 (橋軸直角方向) 水下 平沓 度の 橋軸方向 橋軸直角方向 可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差 可動支承の 移動量 注3) 温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上	± 5 設計移動量 +10以上 コ/クリート 橋 $4+0.5$ $\times (B-2)$ 1/100 5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10
10	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1) 可動支承の移動 可能量 注2) 支承中心間隔 (橋軸直角方向) 水支 平承 度の 橋軸方向 橋軸直角方向 可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差 可動支承の 移動量 注3) 温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上	± 5 設計移動量 +10以上 コ/クリート 橋 $4+0.5$ $\times (B-2)$ 1/300 5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10

出来形管理基準及び規格値

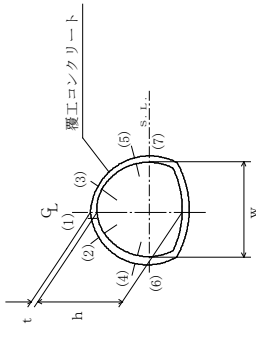
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定	10-4-8-3
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)	
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	
						地覆の高さ h	-10～+20		
						有効幅員 w_2	0～+30		
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w_1	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	
						地 覆 の 幅 w_2	-10～+20		
						高 さ h_1	-20～+30		
						高 さ h_2	-10～+20		
						有 効 幅 員 w_3	0～+30		
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。	10-4-8-8
						高 さ	±4		

出来形管理基準及び規格値

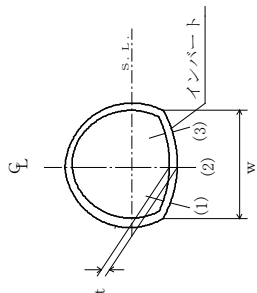
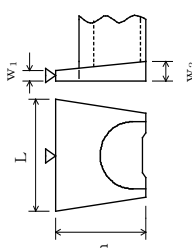
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレス シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		10-5-6-2
						高 さ h	10 -5			
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ<15…±10 ℓ≧15… ±(ℓ-5) かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 (注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（構造編）にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		10-6-4-3
						位 置 間 隔	—			
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	孔 径	—	施工延長40m毎に断面全数検測。		10-6-4-4
						突 出 量	プレート下面から10cm以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ	
						幅 w (全幅)	-50	(4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。	
						高さh (内法)	-50	(p) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。	
						厚 さ t	設計値以上	(h) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。	
						延 長 L	—	なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。	
								ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。	
								・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。	
10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	10-6-5-5
						厚 さ t	-30		

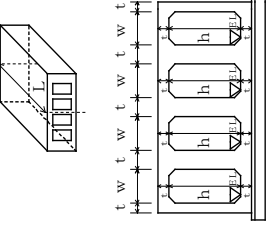
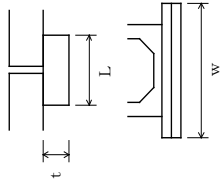
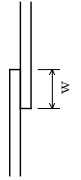
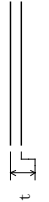
出来形管理基準及び規格値

単位：mm												
編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	6 トンネル（N A T M）	6 インバート工	4		インバート本体工		幅 w（全幅）	－50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4	
							厚 さ t	設計値以上				
							延 長 L	－				
10 道 路 編	6 トンネル（N A T M）	8 坑 門 工	4		坑門本体工		基 準 高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。		10-6-8-4	
							幅 w ₁ , w ₂	－30				
							高 さ h	h < 3m				－50
								h ≥ 3m				－100
							延 長 L	－200				

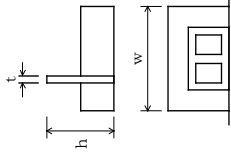
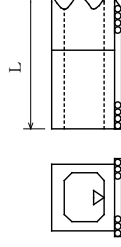
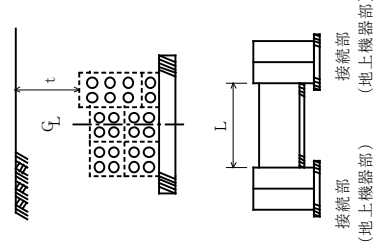
出来形管理基準及び規格値

単位：mm		測 定 箇 所		測 定 基 準		規 格 値		測 定 項 目		種 工		枝 番		条		節		章		編		摘 要	
10	道 路 編	6	ト ン ネ ル (N A T M)	8	坑 門 工	5		明り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、高さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。										10-6-8-5		
									幅 w (全幅)	-50													
									高さ h (内法)	-50													
									厚 さ t	-20													
									延 長 L	—													

出来形管理基準及び規格値

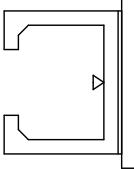
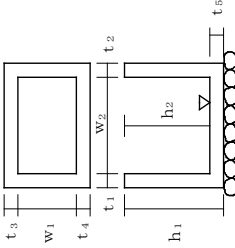
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表 示箇所にて測定。	
						厚 さ t	-20		
						内 空 幅 w	-30		
						内 空 高 h	±30		
						ブ ロ ッ ク 長 L	-50		
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。	
						幅 w	-20		
						長 さ L	-20		
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂 版にて測定。	
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測 定。	

出来形管理基準及び規格値

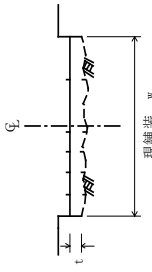
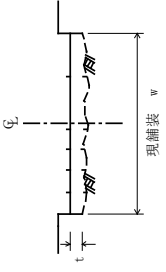
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
10 道路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。	
						幅 w	±50		
						厚 さ t	-20		
10 道路 編	11 共 同 溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付け後の段階検査時のみ適用する。	
						延 長 L	-200	延長：1 施工箇所毎	
10 道路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工（管路部）	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。	
						延 長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキヤストボックス工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。		10-12-5-3
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高 さ h_1, h_2	-30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₀)	
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	 厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9		
						幅 w	-25		
						延長 L	-100		
						平坦性	—	3m ² プロファイルゲージ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装工	7		路上再生工	厚さ t	-30		 幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。
						路盤工			
						幅 w	-50		
						延長 L	-100		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10	16	道 路 修 繕	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (mm) 腹板高 h (mm) 腹板間隔 b' (mm)	$\pm 2 \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I 型鋼桁 トラス弦材	10-16-3-4
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$0/1000$	—	主要部材全数を測定。 δ : 部材長 (mm)		10-16-3-4

単位: mm

品質管理基準及び規格値

品質管理

1 目的

土木工事の施工に当たっては、設計図書や特記仕様書並びに土木工事共通仕様書、また各種指針・要綱に明示されている材料の形状寸法、品質、規格等を十分満足し、かつ経済的に作り出す為の管理を行う必要がある。本基準は、それらの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものである。

2 品質管理基準及び規格値

目 次

1 セメント・コンクリート		
(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	Ⅱ	1
2 プレキャストコンクリート製品 (JIS I類)	Ⅱ	4
3 プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	Ⅱ	4
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	Ⅱ	4
5 ガス圧接	Ⅱ	6
6 既製杭工	Ⅱ	6
7 下層路盤	Ⅱ	7
8 上層路盤	Ⅱ	9
9 アスファルト安定処理路盤	Ⅱ	11
10 セメント安定処理路盤	Ⅱ	11
11 アスファルト舗装	Ⅱ	13
12 転圧コンクリート	Ⅱ	15
13 グースアスファルト舗装	Ⅱ	17
14 路床安定処理工	Ⅱ	19
15 表層安定処理工 (表層混合処理)	Ⅱ	20
16 固結工	Ⅱ	20
17 アンカー工	Ⅱ	20
18 補強土壁工	Ⅱ	21
19 吹付工	Ⅱ	21
20 現場吹付法砕工	Ⅱ	23
21 河川土工	Ⅱ	25
22 海岸土工	Ⅱ	26
23 砂防土工	Ⅱ	27
24 道路土工	Ⅱ	28
25 捨石工	Ⅱ	30
26 コンクリートダム	Ⅱ	30
27 覆工コンクリート (NATM)	Ⅱ	33
28 吹付けコンクリート (NATM)	Ⅱ	35
29 ロックボルト (NATM)	Ⅱ	37
30 路上再生路盤工	Ⅱ	37
31 路上表層再生工	Ⅱ	38
32 排水性舗装工・透水性舗装工	Ⅱ	39
33 プラント再生舗装工	Ⅱ	41
34 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	Ⅱ	42
35 ガス切断工	Ⅱ	42
36 溶接工	Ⅱ	42
37 中層混合処理	Ⅱ	44

注) なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。
空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		(JISマーク表示されたレディミックストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コークスト用再生骨材II）	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造 （ブランド）	その他 （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○
(次頁に続く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ ／日以上の場合； 2回／日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（ $\sigma 7 \cdots 3$ 個、 $\sigma 28 \cdots 3$ 個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（ $\sigma 3$ ）を追加で採取する。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112				
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
2 プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類)	材料	必須	JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
3 プレキャストコンクリート製品 (JIS II 類)	材料	必須	製品検査結果 (寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○
			JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)		○
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上		○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上		○
			コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許容差)	1回/日以上		○
(次頁に続く)								

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他（JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験（粒度・粗粒率）	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び碎石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	1回/月以上及び産地が変わった場合。 （微粒分量の多い砂1回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 6202（膨張材） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207（シリカフェューム）	1回/月以上 ただし、JIS A 6202（膨張材）は1回/3ヶ月以上、JIS A 6204（化学混和剤）は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			必須 鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
			施工 必須 製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押拔法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押拔ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押拔ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押拔ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押拔法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
					熱間押拔法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。			
	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押拔法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押拔法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。	
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	
6 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		
		その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
			鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定セメントミルクの圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm2	
7 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
7 下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 (例) 3,001～10,000m2：10個 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000㎡／1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
(次頁に続く)		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
7 下層路盤	施工	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
8 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上		・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及び9MS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下		・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下			○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)		・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上		・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10孔) で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² ／1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔) 以上で測定する。		
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
	施工	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±6%以内			
			平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
9 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
10 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
10 セメント安定処理路盤	材料	必須	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時(1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
		その他	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10孔) で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき (1～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 - ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
	その他		フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 - ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下			○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下			○
			フィラーの剝離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 - ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192				○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244		舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3		○
(次頁に続く)	ブランド	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認			
11 アスファルト舗装	フ ラン ト	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○			
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○			
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○			
	舗 設 現 場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 (例) 3,001～10,000m2：10個 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。	・ 橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。				
			温度測定（初転圧前）	温度計による。					110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。
			外観検査（混合物）	目視							
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回					
	12 転圧コンクリート	材料 (J I S マー ク 表 示 さ れ た レ デ ィ ー ミ ッ ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初				
				マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%					
ランマー突き固め試験					舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%						
含水比試験				JIS A 1203	設計図書による。	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。					
コンクリートの曲げ強度試験				JIS A 1106	設計図書による。	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回。					
その他			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回／日。		○			
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			○			
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。		工事開始前、材料の変更時	○			
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○			
										○	
(次頁に続く)											

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外 (砂等) 3.0%以下 (ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
			計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
			細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

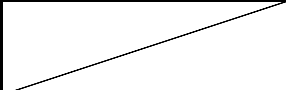
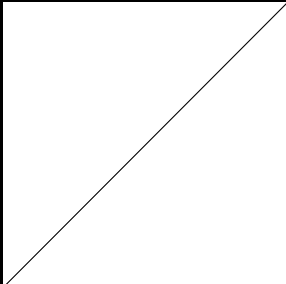
(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	使用する場合を除く	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			コンシステンシーVC試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験		目標値の±1.5%			
			ランマー突き固め試験					
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回（材令28日）。		
			温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回／日（午前・午後）以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3ヶ所）		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300		1,000m2に1個の割合でコアを採取して測定		
13 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
13 グースアスファルト舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)		・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃			○
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上（25℃）			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³			○
	ブランド	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3～20秒（目標値）			○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上			○
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ（－10℃、50mm/min）8.0×10 ⁻³ 以上			○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		
13 グースアスファルト舗装	フ ラ ン ト	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○		
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○		
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃	随時		○		
	舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)			
	14 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			
				CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。				
		施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法 (JIS A 1214)	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			
					最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法					
					または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)	設計図書による。		盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500m ² 未満：5点 ・ 500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・ 1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・ 最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・ 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、 (再) 転圧を行うものとする。	
または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による				施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。					
ブルーフローリング				舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・ 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			
その他		平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・ セメントコンクリートの路盤に適用する。				
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。					
		含水比試験	JIS A 1203		500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。					
(次頁に続く)										

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
14 路床安定処理工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンダ・メソビ-ム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
15 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			または、 RI計器を用いた盛土の締め固め管理要領 (案)		設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を標準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500m2未満 : 5点 ・ 500m2以上1000m2未満 : 10点 ・ 1000m2以上2000m2未満 : 15点	・ 最大粒径 < 100mm の場合に適用する。 ・ 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締め固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。		1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・ 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締め固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。			
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンダ・メソビ-ム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
16 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体採取する。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ ボーリング等により供試体採取する。 ・ 改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ 改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
17 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回 (午前・午後) / 日		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験 (多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・ 施工数量の5%かつ3本以上。 ・ 初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
17 アンカー工	施工	必須	確認試験（1サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
18 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。				○
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧【4】-185 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
			または、「IRI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	または、 「IRI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
			または、「IS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
19 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港湾第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
19 吹付工	材料	マ ー ク 表 示 さ れ た レ ヂ ー ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造 (フ ラ ン ト) そ の 他	必 須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		
		そ の 他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		
19 吹付工	レディーミクストコンクリートを使用する場合を除く	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○		
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下					
		施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	
					スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101				スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照			
				その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）		・荷卸し時1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照
					コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。		品質に異常が認められた場合に行う。	
					20 現場吹付法砕工	材料	必須		アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」
	(次頁に続く)									

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
20 現場吹付 法砕工	材 料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び碎石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コークスト用再生骨材H）	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造 （JISマーク表示されたレディ	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
20 現場吹付 法砕工	ミクス トコン クリー トを 使用 する 場合 は 除 く	そ の 他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
	施 工	そ の 他	スランプ試験 （モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
				JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	設計図書による			
					1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（φ7…3本、φ28…3本、）とする。			
(次頁に続く)	材 料	必 須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）		
				ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。		
				コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。		
						品質に異常が認められた場合に行う。		
21 河川土工	材 料	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
21 河川土工	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$)】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 S_r が85% $\leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が2% $\leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、「IRI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$)】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 S_r が85% $\leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が2% $\leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216			トラフィカビリティが悪いとき。	
22 海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204				
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203				

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
22 海岸土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			または、 TRI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）による。		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500m2未満：5点 ・ 500m2以上1000m2未満：10点 ・ 1000m2以上2000m2未満：15点	・ 最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・ 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			または、 TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
	その他		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。		
	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
23 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85％以上。または設計図書に示された値。	1,000m3に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90％以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
24 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験（路床）	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合は除く）		
	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土粒子の密度試験	JIS A 1202					
		土の含水比試験	JIS A 1203					
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					
		土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					
		土の圧密試験	JIS A 1217					
		土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					
		土の透水試験	JIS A 1218					
(次頁に続く)								

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
24 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」		【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点		
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
	その他		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上り後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
24 道路土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]~216	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラフィカビリティが悪い時		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]~227 (ベ'ンゲ'ルマンビ'ム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
25 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7g/cm3～2.5g/cm3 ・準硬石：約2.5g/cm3～2g/cm3 ・軟石：約2g/cm3未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm2以上 ・準硬石：980.66N/cm2以上4903N/cm2未満 ・軟石：980.66N/cm2未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすつぶらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。 ただし、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○
		必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
26 コンクリートダム	材料	JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材—第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
26 コンクリートダム	同上	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○
								○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
26 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）			
(次頁に続く)			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m3以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
26 コンクリートダム	施工	必須	温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m3以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
27 覆工コンクリート (NATM)	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	
(次頁に続く)								

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
27 覆工コンクリート (NATM)	同上	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○
	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3／日以上の場合： 2回／日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。		示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。
	(次頁に続く)							

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
27 覆工コンクリート (NATM)	施 工	必 須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・ 荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個 (σ 7…3個、σ 28…3個) とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後により異なる場合は、午前と午後に分けて1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1 試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・ 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・ 荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
		そ の 他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。		
	施 工 後 試 験	必 須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		そ の 他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
28 吹付けコンクリート (NATM)	材 料	必 須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		そ の 他 (JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下			○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)			○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・ 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
28 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JIS マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ボルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
			計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
(次頁に続く)	施工	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上。		○
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後により異なる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
28 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規格JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本 (σ 7…3本、σ 28…3本、) とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」 (JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	
			吹付けコンクリートの初期強度 (引抜きせん断強度)	(JSCE-F561-2013) 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm2以上	トンネル施工長40mごとに1回		
		その他	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5 cm スランブ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5 cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
29 ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査 (ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
		施工	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
30 路上再生路盤工	材料	必須	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う (ただし、坑口部では両側壁各1本)。		
			修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000 t 未満 (コンクリートでは400m3以上、1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 9以下			
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ボルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
30 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² : 10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合 : 6,000m ² / 1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203		1～2回/日		
31 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点					
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91				
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229				
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238				
			既設表層混合物のふり分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14				
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 (例) 3,001～10,000.2 : 10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合 : 6,000m ² / 1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
31 路上表層再生工	施工	必須	温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	－0.7cm以内	1,000m2毎		
		その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12％以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5％以内			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9％以内			
32 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000 t 未満(コンクリートでは400m3以上、1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0％以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25％以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10％以下			○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1％以下			○
			その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205			4以下
		フィラーのフロー試験		舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50％以下	○		
		製鋼スラグの水浸膨張性試験		舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0％以下	○		
		粗骨材のすりへり試験		JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30％以下	○		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験		JIS A 1122	損失量：12％以下	○		
		針入度試験		JIS K 2207	40(1／10mm) 以上	○		
		(次頁に続く)						

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
32 排水性舗装工・透水性舗装工	材 料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス：20N・m			○
			密度試験	JIS K 2207				○
	プ ラ ント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。			○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
			カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
		舗設現場	温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X ₁₀ 1,000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000m ² ごと。		
(次頁に続く)								

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認
32 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 (例) 3,001～10,000m2：10個 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		
			外観検査（混合物）	目視		随時		
33 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	3.8%以上			○
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20 (1／10mm) 以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 t を超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
			プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回／日 ・ 中規模以上の工事：定期的または随時。 ・ 小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数
	粒度 (75μmフルイ)				75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。		○	
	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238			アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。		○	
	その他		水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			耐磨耗性の確認	○
舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時			
		温度測定（初転圧前）	温度計による。			測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		
(次頁に続く)								

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
33 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 (例) 3,001～10,000m2：10個 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		
34 工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観・規格（主部材）	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○
			機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
			外観検査（付属部材）	目視及び計測				
35 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μ m以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μ m以下 (ただし、切削による場合は50 μ m以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013) に規定する最大高さ粗さRzとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			ベベル精度	計測器による計測				
			真直度					
36 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片試験片の個数：各部位につき3		○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1		○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
36 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm2以上、引張強さは 400～550N/mm2、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査（ビード表面のビット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観形状検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。			「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。
(次頁に続く)								

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
36 溶接工	施工	必須	外観検査（オーバークラップ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、1 溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（余盛高さ）		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ピード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ピード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≤3 15≤B<25 : h≤4 25≤B : h≤(4/25)・B			
			外観形状検査（アークスタッド）		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。			
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
37. 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			土の湿潤密度試験	JIS G 0191				
			テーパーフロー試験	JIS R 5201				
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216				
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の粒度試験	JIS A 1204				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211		有機質土の場合は必要に応じて実施する		
			土の強熱減量試験	JGS 0221				
	施工	必須	深度方向の品質確認（均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督職員との協議による。 2. ボーリング等により供試体採取する。	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督職員との協議による。	